

# 福島市いじめ防止基本方針

平成29年7月

(令和5年8月改定)

福島市・福島市教育委員会

## 目 次

は じ め に	2
福島市いじめ防止等に関する条例全文	3
第1 いじめの防止等のための基本事項	8
1 市基本方針の位置付け	8
2 基本理念	8
3 いじめの定義	8
4 いじめに対する基本認識	8
5 いじめの認知にあたっての教職員等の心構え	9
6 いじめ防止等にかかる取組	9
第2 いじめの防止(予防)にかかる内容	11
1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	11
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	18
第3 いじめの早期発見及び対処にかかる内容	22
1 いじめの早期発見	22
2 いじめに対する措置	24
3 いじめ解消の判断	24
4 いじめ防止等に関する研修への積極的な参加と校内研修の充実	25
5 学校のいじめ問題対応フロー図	26
6 いじめ対応セルフチェックシート	27
第4 重大事態にかかる内容	29
1 重大事態の定義	29
2 重大事態の調査	29
3 重大事態の報告	30
4 調査の趣旨及び調査主体	30
5 調査を行う組織	30
6 事実関係を明確にするための調査の実施	31
7 重大事態への対応フロー図	33
8 市立学校用重大事態対応フロー図	34
9 学校主体による不登校重大事態の調査	35
10 重大事態調査チームの対応フロー図	36
11 調査結果の提供及び報告	38
12 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	38
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	38
1 「市基本方針」の改定	38
2 「市基本方針」の公表	38
3 守秘義務	39
<資料>	
1 相談の窓口一覧	40
2 WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言	41
3 各種様式	42
4 いじめ問題対応の改善に関する答申書（一部抜粋）	49

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人間として決して許されない行為です。

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、平成 29 年 4 月 1 日に「福島市いじめ防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を本市において施行しました。平成 29 年 7 月には、条例第 10 条の規定に基づく「福島市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定し、いじめ防止等の取組を進めてまいりました。

しかし、福島市内公立小学校において発生したいじめにおいて、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）発生の疑いがある旨、保護者より訴えがあり調査を要請されたにもかかわらず、当初「必要があると認めるとき」にあたらないと判断したことから、調査の開始が遅れ、問題の長期化・複雑化を招くという教育委員会と学校の不適切な対応がありました。

この対応を深く反省し、本市のいじめ対応の改善を図るため、令和 4 年 12 月 28 日に「福島市いじめ問題対応改善有識者会議」を設置し、慎重な議論を重ねていただきました。その結果、令和 5 年 5 月 29 日に「いじめ問題対応の改善に関する答申書」（以下「答申書」という。）として答申がなされました。答申書では、「I 市長部局を含めたいじめ問題への対応強化」「II 教育委員会の改革（教育委員会会議、教育委員会事務局等の役割）」「III いじめ問題対応スキームの明確化」「IV 子どもと家庭を支える体制の強化」「V 教職員の資質向上に向けた取組」の 5 つの視点から提言がなされました。

提言を踏まえ、本市では条例の改正案を令和 5 年 6 月定例会議に上程し、同年 6 月 23 日に施行いたしました。

この条例の改正に併せ、市基本方針を改定することといたしました。今後は、いじめへの基本認識を「いじめは、どこでもどの児童等においても起こり得る」から「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて、迅速に機動性をもって、いじめ問題に対応するとともに、本市の発展を担う子どもたちの生命・身体を守り、子どもたちが健やかにたくましく成長することを願い、教育委員会、学校、市長部局を含む関係機関、家庭など地域社会全体が一丸となって、いじめ問題に取り組んでまいります。

# 「福島市いじめ防止等に関する条例（令和5年6月改正）」全文

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校、保護者及び市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）で、市の区域内にあるものをいう。
- (3) 市立学校 福島市立学校条例（昭和39年条例第48号）第2条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所その他のいじめの防止等のための対策に関わる機関及び団体をいう。

### （基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に起こりうる問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等がいじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚したうえで迅速かつ機動的に対応するとともに、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### （市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

### （教育委員会の責務）

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。  
(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第7条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、市、教育委員会、市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りつつ、当該市立学校及び市立学校の教職員が組織的に学校全体でいじめの防止、早期発見及び早期解消に取り組むとともに、市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その言動がその保護する児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、生命を大切にし、他人を思いやるなどの基本的な倫理観や規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童等とふれあう機会を大切にし、地域全体で児童等を見守るとともに、市、教育委員会、学校、保護者及び関係機関等と連携協力して、児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認められたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等へ情報提供するとともに、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 いじめ防止等に関する基本方針

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針等」という。）を策定するものとする。

2 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、又は変更するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 学校いじめ防止基本方針は、市いじめ防止基本方針を参照し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとする。

3 市立学校は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、又は変更するものとする。

## 第3章 いじめの防止等に関する基本的施策

(いじめの防止のための措置)

第12条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、

全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導等の充実を図らなければならぬ。

- 2 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止等に資する活動であって当該市立学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該市立学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

- 第 13 条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該市立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

- 第 14 条 市、教育委員会及び市立学校は、児童等及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る通報及び相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

- 2 市、教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

- 第 15 条 市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、市民等及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- 第 16 条 市、教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、当該児童等に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適切に行動するための基本となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動及び情報提供を行うものとする。

#### 第 4 章 いじめの防止等に関する措置

(いじめに対する措置)

- 第 17 条 学校の教職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 市立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他の児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- 3 市立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 市立学校は、当該市立学校の教職員が前項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間

で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 5 市立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該市立学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。
- 6 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に對し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第18条 市は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようするため、市立学校及びその他の学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第5章 重大事態への対処

### (重大事態の発生に係る報告)

第19条 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に法第28条第1項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

(教育委員会による対処)

第20条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合その他重大事態が発生し、又は発生の疑いがあると認めるときは、当該重大事態（重大事態発生の疑いを含む。以下同じ。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第23条に規定する福島市いじめ重大事態調査委員会、教育委員会がその事務局内に設ける組織又は当該重大事態が発生した市立学校に設ける組織のいずれかに調査を行わせるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(市長による対処)

第21条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第24条第1項に規定する福島市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行う等の方法により、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 市長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第6章 福島市いじめ問題対策委員会等

### (福島市いじめ問題対策委員会)

第22条 教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等についての検証及び重大事態

の調査に関する助言を行うため、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、教育委員会の諮間に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) いじめの防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関する事項
  - (2) いじめ防止に関する機関及び団体との連携を確保するための事項
  - (3) その他対策委員会の設置の目的を達成するために必要な事項
- 3 対策委員会は、教育委員会の諮間に応じ、第 20 条の規定による教育委員会がその事務局内に設ける組織又は当該重大事態が発生した市立学校に設ける組織が実施する調査への助言を行う。
- 4 対策委員会は、委員 12 人以内で組織する。
- 5 対策委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 対策委員会の委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（福島市いじめ重大事態調査委員会）

第 23 条 教育委員会は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止を図るため、法第 28 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、教育委員会の諮間に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項
  - (2) 当該重大事態の解決及び同種の事態の発生の防止に向けた、教育委員会、学校、当該児童生徒及び保護者への助言、支援等に関する事項
  - (3) その他調査委員会の設置の目的を達成するために必要な事項
- 3 調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 調査委員会の委員の任期は、第 2 項の教育委員会の諮間に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（福島市いじめ問題再調査委員会）

第 24 条 市長は、第 21 条第 1 項の規定による調査を行うため、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、市長の附属機関として福島市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 再調査委員会は、市長の諮間に応じ、第 20 条第 1 項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。
- 3 再調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 再調査委員会の委員の任期は、第 2 項の市長の諮間に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 7 章 雜則

### （守秘義務）

第 25 条 いじめに関する相談、調査等に關係した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### （委任）

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に福島市いじめ防止等に関する条例（以下「条例」という。）第20条の規定により調査が行われている重大事態等（条例第19条に規定する重大事態及びその疑いをいう。）については、なお従前の例による。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
- 3 (略)

## 第1 いじめの防止等のための基本事項

### 1 市基本方針の位置付け

いじめは、禁止されている行為です。

本市では、条例第10条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「市基本方針」を策定します。

### 2 基本理念

- 1 市及び教育委員会、市立学校は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 2 市及び教育委員会、市立学校は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めるようにします。
- 3 いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、市民等及び関係機関等はいじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組みます。

### 3 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（条例第2条第1号）」です。

### 4 いじめに対する基本認識

- (1) いじめ対応にあたって、これまでの「いじめは、どこでもどの児童等においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する必要があります。
- (2) いじめは人間として決して許されない行為です。  
いじめの被害者側にも問題があるなどの考えは一切否定されるべきものであり、「いじめは絶対に許さない」という強い気持ちをもって取り組まなければなりません。
- (3) いじめは、暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり、多くの者から集

中的に行われたりすることで、児童等の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

## 5 いじめの認知にあたっての教職員等の心構え

- (1) いじめの認知にあたっては、いじめの被害児童等の立場に立つこと
- (2) いじめの被害児童等本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定めること
- (3) いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組織的に判断すること
- (4) SNS上における悪口など、いじめの対象となっている児童等本人が気付いていない（心身の苦痛を感じるに至っていない）ケースも想定されるので、適切な対応に努めること
- (5) いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと
- (6) いじめは、すべての児童等が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要であること
- (7) いじめは、児童等が所属する学級や部活動等といった閉塞性等を伴う環境で発生しやすいこと
- (8) (7)に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要なこと

## 6 いじめ防止等にかかる取組

### (1) いじめの防止としての取組

- ① 市立学校は、条例第11条に基づき、各校ごとに「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、具体的な取組を定め、教職員が組織的に対応します。  
なお、「学校基本方針」は、学校の実態や社会の情勢の推移等を踏まえ、適時、適切に見直し又は改定を図っていく必要があります。
- ② 教育委員会及び市立学校は、全教育活動を通じて、道徳教育、体験活動、生徒指導の充実を図るとともに、心の居場所としての学級経営、集団づくりの充実を図ります。
- ③ 市及び教育委員会、市立学校は、いじめ問題への取組の重要性について市民全体へ認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するため、保護者や市民に対して、いじめ防止のための啓発を行います。
- ④ 保護者は、家庭において、いじめを許さない心を育てるために、善惡の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み事等を相談できる雰囲気づくりに努めます。
- ⑤ 教育委員会及び市立学校は、SNS等による誹謗中傷によるいじめ事案も見られる事から、児童等への情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対してインターネットの取扱いを含めた啓発を行います。

- ⑥ 教育委員会及び市立学校は、教職員に対して児童等の内面理解に資する研修等を専門家の協力のもと実施します。

また、「いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく」方策についての研修や、児童等が自らいじめを生まない学校風土づくりに主体的に関与できるよう、教職員の指導力向上を目指した研修を実施します。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、学校、保護者、市民等、全ての大人が連携し、児童等の些細な変化に気付く力を高めることが重要です。このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめは現に起きているという基本認識のもと、早い段階から、的確にかかわりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

- ② いじめの早期発見のため、教育委員会及び市立学校は、定期的な調査を実施するとともに、市及び教育委員会、市立学校は、教育相談の実施、電話相談の窓口の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制づくりに努めます。

- ③ いじめ防止に向けて、学校には、保護者、地域、関係機関と連携しながら、早期にいじめを発見し、迅速に対応していくことが求められます。

(3) いじめへの対処

- ① 児童等からのいじめの相談を受けたり、いじめを見かけたりした者は、直ちに、当該児童等の学校への通報その他適切な対応を行います。

- ② 市立学校は、いじめの疑いがあることが確認された場合、直ちに、学校の「学校いじめ対策組織」に報告します。「学校いじめ対策組織」においては情報を共有し、役割分担のもと、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童等に対して事実を確認した上で適切に対応します。その上で、いじめが確認された場合には、「学校いじめ対策組織」でいじめを認知し、教育委員会に速やかに報告します。

- ③ 市立学校は、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、学校間や関係機関との連携を図り、組織的な対応を行います。

- ④ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするように体制の整備に努めます。

- ⑤ 市及び教育委員会は、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校と地域、家庭、関係機関等が連携・協働する体制を整備し、協力して対策を推進します。

- ⑥ 市立学校では、被害児童等はもちろん、加害児童等についても児童等の心身の健康に関わる養護教諭・スクールカウンセラー（以下「S C」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「S SW」という。）が内面理解に基づいた働きかけを、積極的に行うとともに、児童等にとって相談しやすい環境を整えます。

- ⑦ 教育委員会、市立学校、S C、S SW及びこども家庭課等は互いの情報を共有しながら連携を強化し、児童等と家庭に寄り添った支援を充実させます。

- ⑧ 市立学校は、児童等の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。

#### (4) 家庭や地域との連携

① 社会全体で子どもを見守り健やかな成長を促すため、いじめの問題について教育委員会及び市立学校は、以下の組織や専門家と連携した取組を推進します。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ・ P T A       | ・ 育成会          |
| ・ 青少年健全育成推進会議 | ・ 民生児童委員協議会    |
| ・ スポーツ少年団     | ・ 放課後児童クラブ     |
| ・ 人権擁護委員      | ・ 青少年センター補導員   |
| ・ 見守り隊        | ・ 県北少年サポートセンター |
| ・ 児童養護施設等     |                |

② より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、市及び教育委員会、市立学校は、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、市の関係部局、法務局等）との適切な連携が必要であるため、市及び教育委員会は、日頃から双方の担当者が情報を共有できる体制の構築に努めます。

## 第2 いじめの防止（予防）にかかる内容

### 1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

#### (1) 市及び教育委員会におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

① 教育委員会事務局で組織した「いじめ防止サポートチーム」

教育委員会では、市立学校のいじめ防止等の対応について支援するため、教育委員会事務局（学校教育課・教育研修課）に、「いじめ防止サポートチーム」を設置します。

② 「福島市いじめ問題対策委員会」について（条例第 22 条）

教育委員会は、「市基本方針」に基づくいじめの防止等に関する施策、取組についての検証及び「市立学校に設ける組織」「教育委員会事務局に設ける組織」（以下「重大事態調査チーム」という。）が行う重大事態の調査に関する助言を行うための組織として、「福島市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を教育委員会の附属機関として設置します。構成員には、学識経験者、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者及び、小中学校長会、警察、青少年健全育成推進会議、民生児童委員協議会、P T A連合会等からの代表者を任命します。この「対策委員会」の主な役割は以下のとおりです。

- いじめの防止等のための対策の在り方やその実効性を高めるための調査研究を行います。
- 市立学校の重大事態に係る調査（市立学校に設ける組織及び重大事態調査チームが行う調査）について、助言を行います。
- 各種団体の児童等に関する施策についての情報交換や連携の在り方について協議を行います。

③ 「福島市いじめ重大事態調査委員会」について（条例第 20 条）

市立学校で重大事態が発生又は発生の疑いがあると認めるときは、その重大事態に対処し、同種事態の発生の防止のため教育委員会は、条例第20条に基づき、3つの調査組織より適切な組織を選択し調査します。

ア 「福島市いじめ重大事態調査委員会」（条例第23条）

「福島市いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）に調査を行わせる場合は、教育委員会の附属機関として設置します。調査は、学識経験者、法律、医学、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者で構成する組織が調査を行います。

イ 「重大事態調査チーム」

「重大事態調査チーム」で調査を行う場合は、教育委員会事務局の指導主事等に、行政出身者及び心理・福祉の専門家であるSC・SSWを加えた組織が調査を行います。

ウ 「市立学校に設ける組織」

「市立学校に設ける組織」で調査を行う場合は、学校に設置している「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の特性に応じて適切な人材を加えた組織が調査を行います。

「いじめ問題対応の改善に関する答申書」より

「市立学校に設ける組織や教育委員会事務局に設ける組織を公正性・客観性を十分に確保することを条件に、調査主体の類型に加えることで、教職員や教育委員会事務局職員がいじめ対応を振り返ることができ、同種事態の発生の防止に資する効果が期待できる。」

④ 「福島市いじめ問題再調査委員会」（条例第21条・条例第24条）

市長は、条例第20条に示す調査組織による調査が終了し、教育委員会からその調査報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「福島市いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）を設置して調査を行う等の方法により、教育委員会からの調査の結果について調査を行います。

委員には、人格が高潔であって、再調査委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、優れた識見を有する者のうちから5人以内を市長が委嘱します。

いじめ防止サポートチーム派遣要項

1 目的

福島市教育委員会は、いじめを認知した市立学校の要請により「いじめ防止サポートチーム」を派遣し、対応策についての助言、保護者や児童等への対応等、いじめの問題の速やかな解決に向けて学校を支援します。

2 実施方法

福島市教育委員会は、「いじめ防止サポートチーム」を福島市教育委員会事務局に設置し、市立学校からの要請に応じて、いじめの問題の速やかな解決のための計画を立案し、その計画に基づき、チームのメンバーの派遣や相談業務等を行います。

### 3 構成メンバー

学校教育課及び教育研修課の指導主事等及び S C、S S W

### 4 派遣期間

市立学校が要請する期間

### 5 いじめ防止サポートチームの職務

(1) 電話相談、来庁相談による助言

(2) 保護者や児童等への対応

(被害児童等及びその保護者、加害児童等及びその保護者、傍観者の児童等)

(3) ケース会議の開催

(4) 被害児童等への支援

(5) 加害児童等への対応（学校教育法 35 条による出席停止措置等）

(6) 関係機関との連携（医療機関・警察・児童相談所・こども家庭課等）

(7) いじめの問題に関する研修会における指導

(8) いじめの分析・報告

### 6 いじめ防止サポートチーム派遣要請方法

(1) 電話による依頼

担当：生徒指導担当（学校教育課指導係長）

(2) その後、関係文書を提出する。

### 7 いじめ防止サポートチーム活動計画

いじめ防止サポートチームは、定例会のほか、市立学校の要請に基づき臨時会を開催する。

(1) 定例会（4月、7月、2月、年に3回）

① 事例検討等、いじめの問題に対応するための研修会

② いじめ調査などを受けた市立学校の対応策や実践状況等の把握

(2) 臨時会

① 市立学校の派遣要請に基づく該当児童等の情報収集

② ケース会議による問題の検討と今後のサポート内容の検討

(2) 市及び教育委員会、市立学校におけるいじめの防止等のための取組

市及び教育委員会、市立学校は、いじめ防止対策等におけるそれぞれの役割を担い、連携を図りながら、特に以下の視点をもとに全庁を挙げて一体となって取り組みます。

① 市及び教育委員会の連携によるいじめ防止等のための支援

○ 市長と教育委員会は、定期的に「総合教育会議」を開催し、いじめ問題について徹底した情報共有を図るとともに、重大事態にはいたらないいじめ事案についても、解決に時間を使い、重大事態へ発展する恐れがある際には、「総合教育会議」において、意見交換等を通じながら、互いに連携し対応できるようにします。

○ いじめ問題の対応にあたっては、家庭への支援も視野に入れ、児童等と家庭に寄り添った支援をより充実させていく必要があることから、教育委員会、市立学校、S C、S S W及びこども家庭課等は互いの情報を共有しながら連携を強化し支援を行います。

○ 市は、「福島市こども家庭センター・えがお」や「福島市要保護児童対策地域協議会」を活用し、医療機関・警察等を含めた幅広い連携により、地域全体で児童等と

家庭を支援していく体制強化に取り組むとともに、教育委員会との連携により包括的な支援体制を強化します。

- 教育委員会は「教育委員会会議」において、重大事態を含むいじめ問題を議題として取り上げ、会議においてより活発な議論が行えるよう、勉強会や研修等を通じて、いじめ問題に係る知見の蓄積を図ります。

② 「子どものえがお条例」に基づく地域総ぐるみでの子どもの育ちを応援

- 市は、子どもが「福島市に育ってよかった」と誇りを持ち、「子育てるなら福島市」と称されるよう、子どもの育ちを支援する基本理念を定め、市及び地域社会の役割を明らかにし、市全体で子どもや子育て家庭を支援するための施策を総合的、継続的かつ安定的に推進することにより、福島市に子どものえがおがあふれる社会が実現されることを目指します。

③ 福島市いじめ問題対策委員会による支援

- 「対策委員会」による調査研究や支援・助言を生かし、教育委員会及び市立学校が行ういじめ防止等の対応や施策について、その実効性を高めるための取組を推進します。

- 「対策委員会」は、いじめ防止に関する機関や団体との連携を確保する取組を推進します。

④ 「居場所づくり」「絆づくり」のための安全・安心な学級づくりの実現に向けた支援

- 教育委員会は、多様な事業を連携させ市立学校の学校・学級づくりへの支援を行います。

- ・ 児童等自らがいじめを生まない心の教育に関する研修
- ・ 教職員の児童等の内面理解に資する研修
- ・ 学校訪問や指導主事、SC、SSWの派遣による支援
- ・ 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の促進を図る事業
- ・ 個に応じたきめ細かな指導の促進を図る事業
- ・ 生命尊重や思いやりの心を育む教育活動の促進を図る事業
- ・ 教育相談の充実を図る事業等

⑤ 道徳教育の充実

- 教育委員会及び市立学校は、東日本大震災及び原発事故の経験を踏まえ、教育活動全体をとおして郷土「ふくしま」に対する誇りと自信を育てるとともに、「生命を尊重する心」「他者を思いやる心」を重点とした児童等の心の発達を図る道徳教育を推進します。

- 市立学校は「道徳科」の趣旨を踏まえ道徳教育推進教師を中心とした全教職員の協力体制のもとに、いじめ防止の視点も踏まえ道徳性の育成にかかわる指導の充実を図ります。

- 市立学校は道徳の授業を参観日等に保護者や地域に公開し、学校と家庭・地域が一体となって、児童等の道徳的実践力を養います。

- 教育委員会及び市立学校は、いわれなき差別や偏見をなくすため学校・家庭・地域が一体となり、基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の実現に向けた人権教育の充実を図ります。

⑥ 体験活動の充実

教育委員会及び市立学校は、子どもや地域の実態、要望に即した創造的な活動を通して、豊かな福島市の歴史や文化、伝統、自然、人材等に触れ、郷土「ふくしま」への誇りと自信とともに、将来への志を持ち、夢や希望に向かって力強く歩んでいく児童等を育みます。また、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、確かな学力と豊かな人間性・社会性など、「生きる力」を身に付けた子どもを育成します。

⑦ 教育相談体制の充実

市及び教育委員会、市立学校は、教育相談の窓口を開設し、SCやSSWなどの専門家を活用しながら、児童等及び保護者、市民の相談に応じ、いじめや不登校、問題行動等の未然防止や早期発見及び即時対応を図ります。

⑧ いのちや心を大切にする健康教育の充実

- 教育委員会は心身の健康保持や性に関する正しい理解、薬物乱用防止に関する指導など、児童等の発達の段階に応じた健康教育を推進できるよう教員対象の研修や各種事業を実施し、適切な意志決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にする気持ちを持つ心豊かな児童等を育成します。
- 教育委員会及び市立学校は、児童等が心身ともに健康で安全な生活を送るため、また、いわれなき差別や偏見をなくすため、放射線等に関する基礎的な知識についての理解を深め、児童等が自ら考え、判断し、行動する力を育成する放射線教育を推進します。

⑨ 情報モラル教育の推進

教育委員会及び市立学校は、児童等一人一台タブレット端末の活用場面での指導や、教育委員会で作成した「情報モラル教育カリキュラム」を活用し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、市のデジタル推進部署とも連携し、児童等が情報社会で安全に生活するための望ましい態度の育成を図ります。また、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努めるとともに、スマートフォンやSNS、インターネット等利用のルールづくりやフィルタリング利用の啓発を図ります。

⑩ 各種研修の充実

福島市総合教育センターにおける、教職員の資質向上のための研修を充実させます。※ P17 「③ いじめ対応年間計画」参照

⑪ 地域ぐるみによる学校支援の促進

市及び教育委員会は、教職員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域住民のボランティア活動など、学校を支援する活動や中学校における休日部活動の地域移行をとおして、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを支援します。

⑫ 子育てに関する学習機会等の充実

市及び教育委員会は、保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、大人と子どものかかわりを充実させるための取組を推進します。

⑬ 家庭教育力向上のための支援体制の充実

市及び教育委員会は、保護者に対して家庭教育に関するわかりやすい情報提供を進めるとともに、地域における子育て・家庭教育の支援員等の資質向上に取り組むなど、子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努めます。

⑭ 学校と家庭の連携の促進

教育委員会は、PTA連合会等の活動に対する支援などにより、各学校のPTA等が行っている、学校と家庭の連携による家庭教育に関する取組を支援します。

⑮ 私立学校や国立大学に附属して設置される学校の対応

法に基づき、私立学校・国立学校の設置機関及び当該学校がいじめの防止等の対策を実施するとともに、条例第18条により、市立学校及びその他の学校相互間の連携協力体制を整備します。

(3) 教育委員会の学校支援及び年間計画

① 学校教育課の主な支援内容

- 「欠席連絡シート」による児童等の出席状況の確認と学校への支援
- 「いじめに関する報告書」によるいじめ認知の確認と学校への支援
- いじめの定期調査による追跡調査
- 「いじめ防止サポートチーム」による市立学校への支援
- 校長・教頭別に「いじめ対応研修会（法的対応）」の実施
- いじめ防止担当指導主事による研修
- 児童等に豊かな人間性・社会性を育むための体験活動を中心とした事業の推進
- 幼稚園・保育所・小学校・中学校が子どもの成長を総合的、連続的に捉えた指導による校種間のギャップ克服と円滑な接続を目指した事業の推進

② 教育研修課の主な支援内容

- 市立学校小3・小5・中1・中2児童等へのQ-Uの実施  
(※「Q-U」とは、学級満足度や学校生活の意欲を調査する心理テスト)
- 子どもハートサポート事業（ハートサポート相談員を小学校へ配置）
- 市SCによるカウンセリング、県SCの市立学校への配置
- 市SSWによるソーシャルワーク
- 相談事業
- 教職員のキャリア別研修の実施
- 教職員への情報モラル研修の実施
- 教職員への教育相談研修の実施
- 生徒理解の内容を含む生徒指導研修の実施
- 教職員のリーガルマインド向上のための研修

③ <いじめ対応年間計画>

月	市立学校	学校教育課	教育研修課（総合教育センター）
4	<p>「公立学校長会議」 ・いじめ対応確認 「公立学校教頭会議」 ・いじめ対応確認 いじめを認知したら速やかに市教委へ報告（通年）</p> <p>「生徒指導協議会」 自校の児童等の実態確認、共通理解、自校のいじめ防止基本方針の確認</p> <p>学校便り、学級懇談会、PTA総会等で「学校のいじめ防止基本方針」、関係機関との連携について説明</p>	<p>「公立学校長会議」 ・いじめ対応説明 「公立学校教頭会議」 ・いじめ対応説明</p> <p>校長いじめ対応研修 教頭いじめ対応研修</p> <p>年間を通して学校の要請により、いじめ防止サポートチームを派遣する。</p>	<p>「公立学校長会議」 ・講座の説明、S C・S S W活用、 ・子どもハートサポート事業説明</p> <p>小3・5・中1・2 Q-U実施要項配付</p> <p>○学校・教職員対応のための ・研究協力校の設置 ・S C電話相談、来所相談開始 ・S S W来所訪問、相談開始 ○保護者のための ・教育相談の開始</p>
5			<p>第1回いじめ防止サポートチーム研修会の実施</p> <p>○I C T推進員研修 ・いじめ予防に向けたアプリ使用について</p> <p>○教職員キャリア別研修 ・初任者研修（年8回実施）</p>
6		6月第1回いじめ定期調査	<p>○教職員キャリア別研修 ・中堅教諭等研修 ・中堅養護教諭資質向上研修 ・小中学校2年次教員フォローアップ研修</p>
7	Q-U一斉実施（小3・5・中1・2）	第1回福島市いじめ問題対策委員会の開催	
8	Q-U分析結果対応策報告（総教セへ）		<p>○教職員キャリア別研修 ・教育課題講座 (リーガルマインド向上研修含む) ・学校経営講座（管理職対象） ・生徒理解に関する研修</p>
9	「生徒指導協議会」夏季休業明けの対応について		<p>Q-U回収、分析結果・対応策Q-Uに基づくリーフレットの配布</p>
10	「生徒指導協議会」いじめが起きたと想定した対応シミュレーション研修会	12月第2回いじめ定期調査	<p>○情報モラル教育講座 ・S N S等のトラブルへの対応 ○教育相談実践講座 ・教員の教育相談について</p>
11		第2回福島市いじめ問題対策委員会の開催	<p>○研究協力校の実践発表</p>
12			
1			
2	「生徒指導協議会」学校のいじめ対応の検証と次年度引き継ぎ事項の確認		<p>第3回いじめ防止サポートチーム研修会の実施</p>
3		3月第3回いじめ定期調査	

#### (4) 教育委員会のいじめに関する調査

いじめの早期発見・早期解消につなげるよう、市立学校におけるいじめの実態を把握するため、いじめに関する実態調査を実施します。

##### ① 調査内容

- ・ 「いじめに関する報告書」の確認と聞き取り
- ・ 市立学校のいじめに対する取組状況調査
- ・ その他いじめに関する資料（アンケート用紙等）

##### ② 調査時期

- ・ 「いじめに関する報告書」による定期調査  
6月・12月・3月の年3回  
※ 「いじめに関する報告書」については、いじめを認知したら隨時確認
- ・ 市立学校のいじめに対する取組状況  
6月・3月の年2回

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 「学校基本方針」の策定

市立学校は、条例第11条が示すように、「市基本方針」を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校基本方針」として定めるとともに、学校のホームページなどで公開します。

なお、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて「学校基本方針」の見直しを図ります。

#### <「学校基本方針」を定める意義>

- ① 「学校基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込み、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。
- ③ 加害者への成長支援の観点を「学校基本方針」に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながります。

#### <「学校基本方針」に盛り込む内容>

- ① いじめの防止等の対策のための組織
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめ重大事態への対処
- ⑤ いじめに対する措置
- ⑥ 年間計画
- ⑦ 評価と改善（いじめ対応の実施状況を学校評価に位置付け実施することを含む。）

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校において組織的にいじめの防止等に取り組むため「学校いじめ対策組織」を置きます。学級担任等が抱え込むことなく組織的に対応できるようにすることに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家など、外部人材に参加を求め、適切に対応します。

#### ① 組織の役割

「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行います。

- 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となり、状況を把握します。
- いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行います。
- いじめの疑いに係る情報があったときには速やかに緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、アンケートや聞き取り調査等、関係する児童等への事実関係の聴取、いじめの認知、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するとともに、速やかに「いじめに関する報告書」を教育委員会に提出します。また、いじめ重大事態が発生した場合も、「学校いじめ対策組織」が速やかに状況を把握し、重大事態の発生報告書を教育委員会に提出します。
- 不登校重大事態が発生し、教育委員会より学校主体調査の指示があった場合、「学校いじめ対策組織」は、適切な外部人材を加え、重大事態の調査を行い、調査報告書を教育委員会に提出します。
- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善等を行い、見直しを図るなど、PDCAサイクルを実行します。

#### ② 留意事項

- 「学校いじめ対策組織」が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシート(P48の資料参照)などを活用して情報や対応方針の可視化(見える化)を図ることが大切です。
- いじめであるかどうかの判断については組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に些細な兆候や懸念、児童等からの訴えでも、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談するよう求めます。
- 当該組織の構成員は、学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動担当などから組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情により決定するとともに、必要に応じて、個々の事案について関係の深い教職員を追加したり、心理の専門家であるSCや外部人材を加えたりするなど柔軟な組織とします。
- 児童等や保護者に対して、「学校いじめ対策組織」の存在及び活動が認識されるような取組(PTA総会や全校集会の際にいじめ防止の取組を説明するなど)を積極的に行うことが大切です。いじめを解決する相談・通報の窓口として児童等や保護者から信頼が寄せられれば、早期発見・早期対応が可能となります。
- いじめの認知件数が一年間を通じ零件であった場合は、その事実をホームページや学校だより等で公表することとします。

### (3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

#### ① いじめの防止

### <基本的な考え方>

- いじめ対策のために特別なことをするのではなく、日々の授業や行事を改善する中で、いじめが起きにくい学校・学級風土をつくり、いじめに向かわない児童等を育むことが求められています。そのためには、教職員が進める「居場所づくり」と、児童等が主体的に取り組む「絆づくり」が重要です。
- 児童等の話をよく聞き、児童等がいじめについて訴えやすい教職員と児童等、児童等同士の信頼関係を構築し、温かな学級経営に努めるなど、児童等が安心して学べる環境をつくります。（居場所づくり）
- 授業や学校行事、部活動等全教育活動において、児童等一人一人の個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行い、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」や集団への帰属意識の醸成を図ります。（絆づくり）
- 教職員は、日頃から児童等の観察を行い些細な変化を見逃さないようにするとともに、教職員間の情報共有を迅速に行い、組織的に対応できるようにします。また、教職員の言動が児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、言語環境の醸成や指導のあり方に細心の注意を払う必要があります。
- 児童等が、困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかで、児童等の学校での安全・安心が大きく左右されます。学校は、成長途上にある児童等が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）にSOSを表出できる雰囲気と児童等のSOSをしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築いていくことが重要です。
- 児童等のいじめの衝動を発生させる原因としては、下記の点が考えられます。
  - ・ 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。）
  - ・ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。）
  - ・ ねたみや嫉妬感情
  - ・ 遊び感覚やふざけ意識
  - ・ 金銭などを得たいという意識
  - ・ 被害者となることへの回避感情などが挙げられます。  
いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか。」「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか。」ということに無自覚である場合も多いことから、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要となります。  
児童等が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要です。

- 下記の児童等を含め、学校として特に配慮が必要な児童等については、日常的に、当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行います。
  - ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童等
  - ・ 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツをもつ児童等
  - ・ 性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童等
  - ・ 東日本大震災により被災した児童等又は原子力発電所事故により避難している児童等
  - ・ 新たな感染症や病気に罹患し、学校に復帰した児童等
- <取組例>
- 豊かな人間性・社会性を育む体験活動を推進します。
  - ・ 自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験
  - ・ 異年齢集団や地域の方々との交流体験等
- いじめ防止につながる発達支持的な生徒指導に努めます。
  - ・ 「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進
  - ・ ストレスマネジメントなどの心の授業の実施
  - ・ コミュニケーション能力や表現力を育成するソーシャルスキルトレーニング等の実施
  - ・ 多様性を認め、相手を尊重しながら行動する態度の育成
- 個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
  - ・ 子どもたちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
  - ・ 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実
- 規範意識、コミュニケーション能力を身に付ける指導の充実を図ります。
  - ・ 授業のルール、コミュニケーションのとり方の指導
  - ・ 規律ある態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくり、集団づくり
  - ・ 児童等が自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめ防止に関する実践的活動への支援
- 「SOSの出し方に関する教育」を推進します。
  - ・ 児童等が適切な援助希求行動ができる指導の推進
  - ・ 身近にいる教職員が児童等のSOSを受け止め、支援できる体制の整備
  - ・ 児童等が友達のSOSに気付くことができる「親和的な集団」の育成
- 自己指導能力の獲得を目指した生徒指導を推進します。
  - ・ 児童等自身のいじめを生まない自浄作用がはたらく学校・学級づくりの推進
- <留意事項>
- 児童等への指導にあたっては、以下の点について具体的な事例をとおして指導します。
  - ・ いじめは重大な人権侵害であり被害者、加害者、周囲の児童等に重大な影響を及ぼすものであり「いじめは決して許されない」こと

- ・ いじめが刑事罰の対象となりうること。そして、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること
- いじめに関する校内研修会を定期的に複数回開催し、教職員の理解を促進します。
  - ・ いじめの積極的認知（いじめは現に起きているという危機感の醸成）
  - ・ いじめ問題に対する共通理解
  - ・ いじめに気付く感性を磨く
  - ・ 一人で抱えることの問題性と組織的対応の重要性
  - ・ いじめ問題への法的対応
  - ・ インターネットやSNS等の使用の仕方を、児童等や保護者に啓発する講演会の実施など、情報モラルに関する指導の充実
  - ・ いじめ対応のシミュレーションの実施
  - ・ 児童等の内面理解に資する取組
  - ・ 児童等が自らいじめを生まない資質を育てる取組
- 家庭、地域との連携を強化します。
  - ・ 「学校基本方針」、年間指導計画の公表（ホームページへの掲載）
  - ・ いじめ問題についての家庭での話合いを促す取組 等
- 児童等や保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、SCやSSWを効果的に活用し相談体制を整備します。
- 児童等へのアンケート調査は、いじめの早期発見だけでなく、予防的效果もあることから、少なくとも学期ごとに年3回は実施します。

### 第3 いじめの早期発見及び対処にかかる内容

#### 1 いじめの早期発見

(1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装つて行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で進行することが多いことを認識し、些細な兆候であってもいじめは現に起きているとの意識をもって早い段階から的確にかかわりをもち、いじめを積極的に認知し、早期発見に努めます。以下のレベルから対応し、いじめを認知した場合、速やかに教育委員会に報告します。

レベル1：学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめを受けたと感じている。（アンケート調査、聞き取り、個別面談、声掛け）

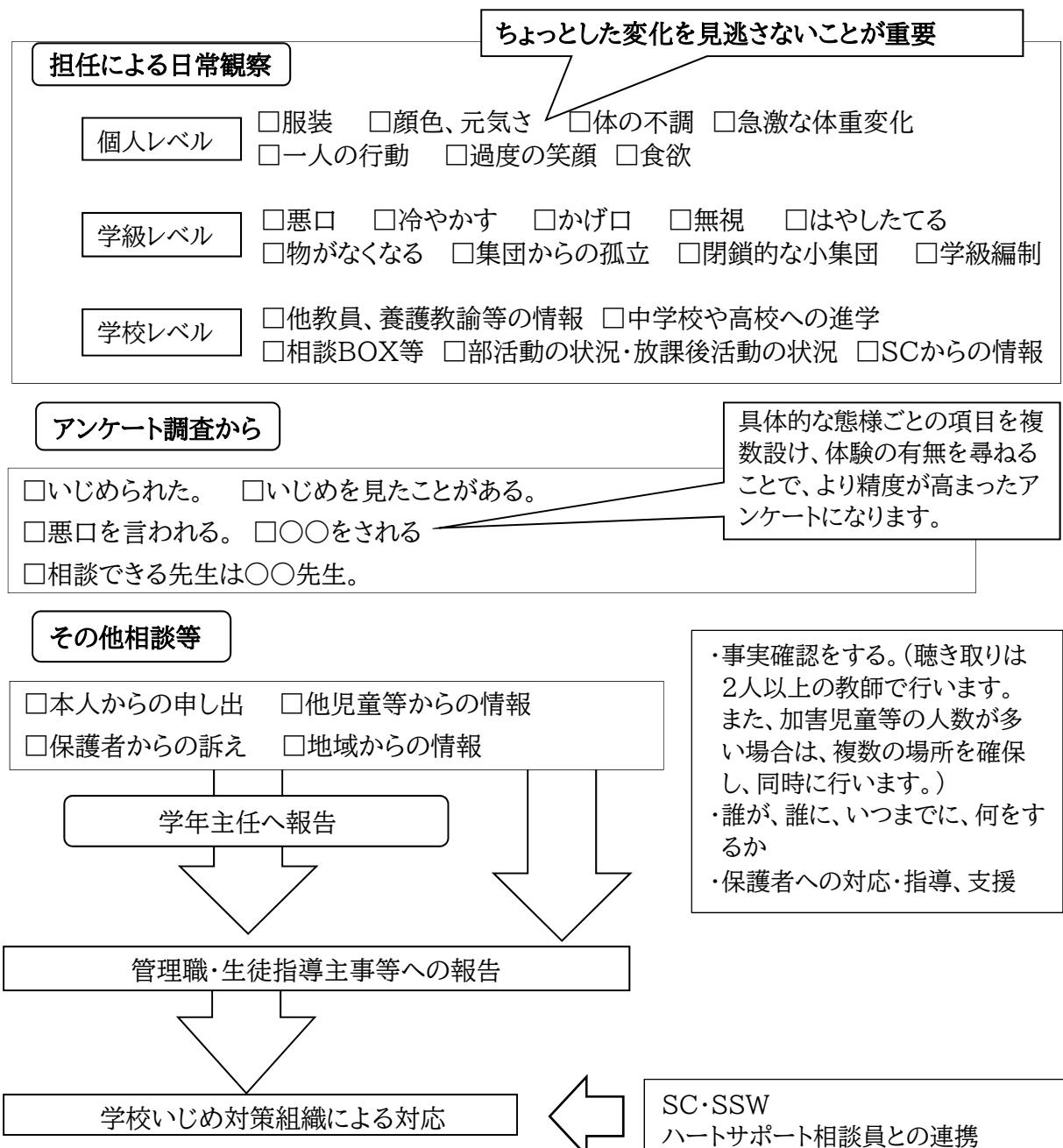
レベル2：元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加）、交友関係が変化する（孤立）、頻繁にいたずらをされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）、（組織的対応：学校いじめ対応組織による事実関係把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭、地域との連携）

レベル3：不登校、別室登校、身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等）暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害（警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の措置）

レベル4：自殺未遂、自殺（SC・SSW等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、児童等、教職員 窓口の一本化：マスコミへの対応）  
※ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成26年7月文部科学省）

- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。また、このことについて、児童等及び保護者に定期的に周知することも必要です。
- (3) アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を替えて、複数人で再確認をします。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容があれば、時を置かず対応します。
- (4) 教職員等による、こまめな校内の見回りや児童等への意図的な声かけも大切です。
- (5) 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることが重要です。学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能となります。

<学校における相談体制の例>



## 2 いじめに対する措置

(1) いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害児童等の保護を最優先します。

二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害児童等の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。その際、以下の点に留意します。

- 「誰も助けてくれない」という無力感を取り扱うこと
- いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと
- 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

(2) 対応の第二歩としては、「力になりたいので、何でも言ってほしい」と被害者のニーズを確認し、危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や加害児童等や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要です。

(3) 対応の第三歩としては、加害児童等への指導及び被害児童等と加害児童等との関係修復を図ります。加害児童等の保護者にも協力を要請し、加害児童等が罪障感を抱き、被害児童等との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけを行います。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害児童等の成長支援という視点に立って、加害児童等の内面理解に基づいた働きかけをSCやSSWを活用しながら長期的な指導ビジョンをもって行います。

加害児童等へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になります。また、指導の事前及び対応の過程で被害児童等及びその保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮も忘れてはなりません。

(4) 対応の第四歩としては、いじめがあった学級においては、いじめを見ていた児童等には自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童等に対してはいじめに加担する行為であることを理解させます。さらに、当事者を含め周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努めます。

(5) 対応にあたっては、「学校いじめ対策組織」が中心となり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進します。

## 3 いじめ解消の判断

学校は単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断します。しかし、これらの要件が満たされていた場合であっても、何をもって「解消」とするかという点について共通理解が必要です。また、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な児童等の観察、心のケア等を行います。

また、対応にあたっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要です。

(1) いじめに係る行為が解消している。

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること

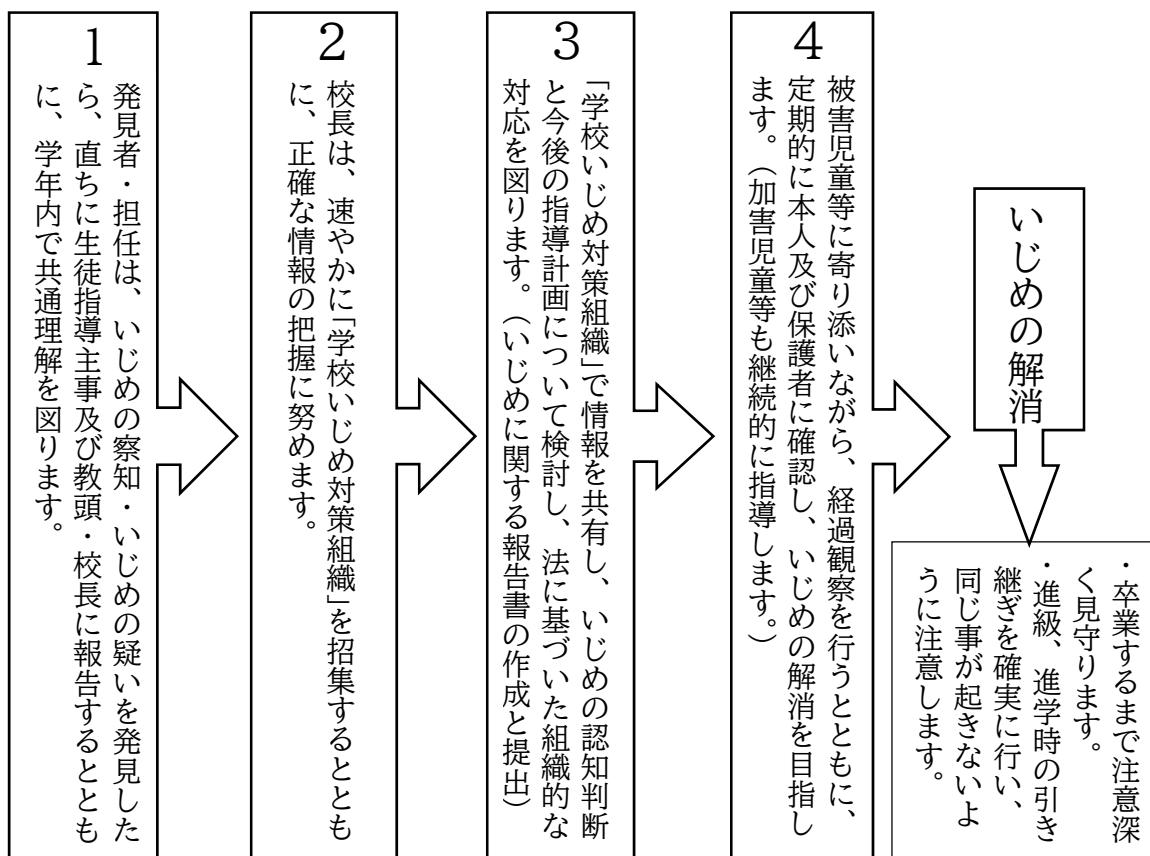
(2) 被害児童等が心身の苦痛を感じていない。

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること

#### 4 いじめ防止等に関する研修への積極的な参加と校内研修の充実

- (1) 各種通知文等をわかりやすく教職員に伝えたり、いじめ防止等に関する校内研修会を年間計画に複数回位置付け、いじめ対応のシミュレーションを行ったり、平素から適切に対応できる取組を推進し、いじめ事案への対応力を高めるとともに、自校のいじめ防止等の対策を具体化し、全教職員の共通認識のもと実践できるようにします。
- (2) 福島市総合教育センター等における研修への積極的な参加

<学校におけるいじめ対応の基本的な流れ>

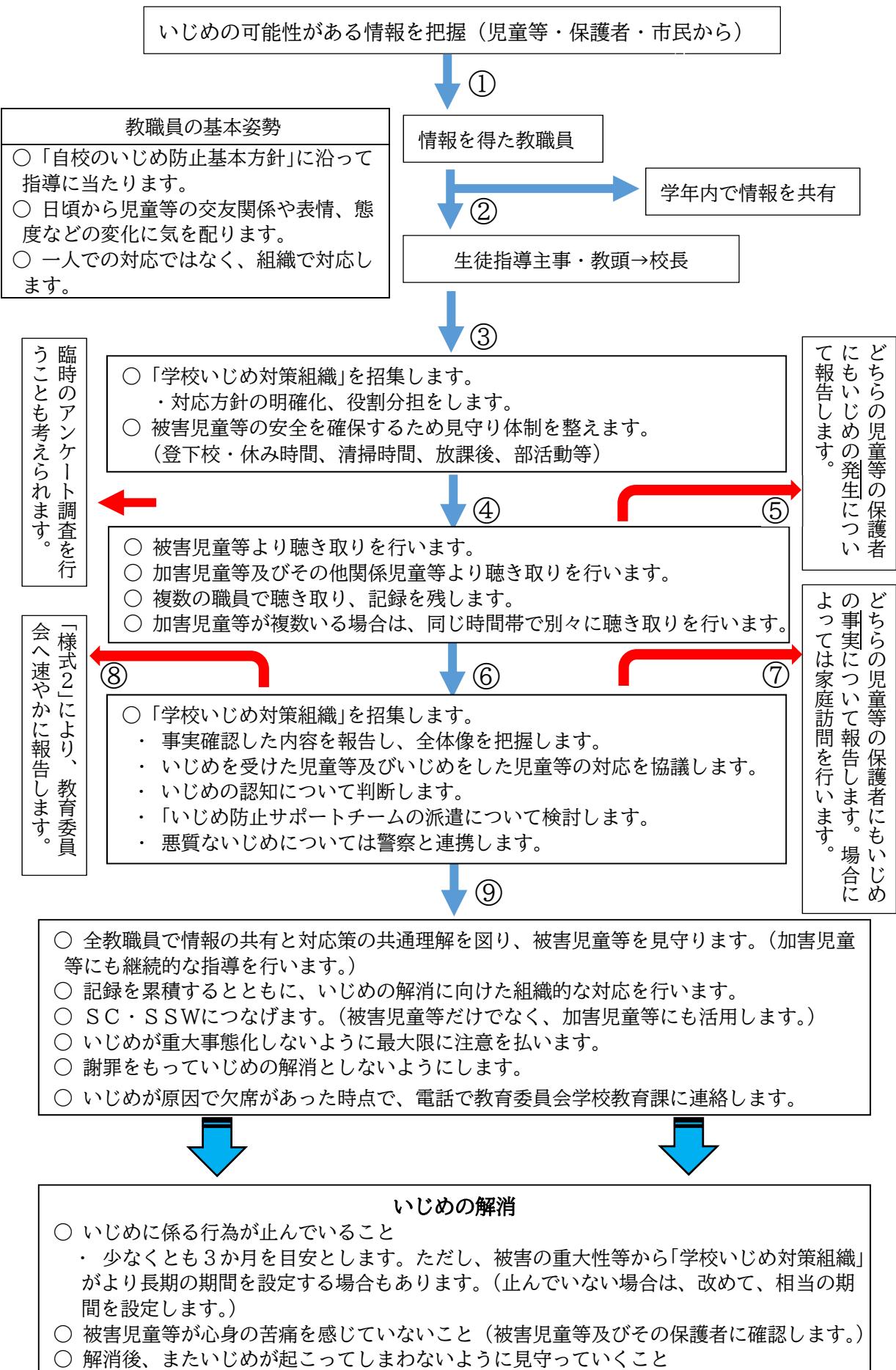


※ 何をもっていじめの解消とするか、被害児童等及びその保護者、教職員で共通理解を図っておきます。

※ いじめは再発することもあるので、解消判断後も注意深く見守っていきます。

※ 学校、学級という同じ空間で、長い場合には数年間一緒に学校生活を送ることになりますので、人間関係の修復にも時間をかけて取り組む必要があります。

## 5 学校のいじめ問題対応フロー図



## 6 いじめ対応セルフチェックシート

教職員が下記の「いじめ対応セルフチェックシート」で自分自身のいじめ対応を確認することで、いじめ問題への的確な対応が可能となることから、校内研修で毎回実施するようにします。

### 〈基 本〉 を入れてみましょう

- 1  いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- 2  いじめはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3  「いじめは現に起きている」という認識で対応している。
- 4  学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度複数回確認している。
- 5  学校の「いじめ防止基本方針」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6  児童等のトラブルがあったら、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に必ず相談している。
- 7  いじめや少しでもいじめの疑いがあった場合は、必ず「学校いじめ対策組織」に報告している。
- 8  「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 9  いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。
- 10  学校内の「学校いじめ対策組織」のメンバーを知っている。
- 11  学校内の「学校いじめ対策組織」は積極的にいじめを認知している。

### 〈教職員自身の行動〉 を入れてみましょう

- 1  児童等へ笑顔で積極的にあいさつをしている。
- 2  連絡帳や学校生活ノート等を活用し、児童等の日常の生活状況を確認している。
- 3  休み時間等、なるべく児童等と一緒にいようと心掛けている。
- 4  朝の学級活動から児童等の表情や体調に注意している。
- 5  適切なタイミングで教育相談を行っている。
- 6  少しでも児童等の表情や行動に違和感があったら、声かけを行っている。
- 7  授業中の児童等の様子に気を配っている。

### 〈未然防止〉 を入れてみましょう

- 1  いじめは決して許されないことを学校生活の様々な機会に児童等に発信している。
- 2  いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度も設定している。
- 3  コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 4  携帯電話やSNSとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 5  自らの言動が、いじめを助長するがないように意識している。
- 6  児童等の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。
- 7  保護者に対して、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについて啓発している。
- 8  家庭環境に課題がないか意識している。

### 〈早期発見〉 を入れてみましょう

- 1  すべての児童等の気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 2  児童等同士の問題をトラブルと捉えず、積極的にいじめとして認知している。
- 3  児童等が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 4  アンケートの結果等をその日のうちに複数人で確認し、学校内で共有するとともに、適切に保管している。
- 5  気になる児童等の家庭への連絡や家庭訪問をしている。
- 6  日頃から、養護教諭等やSCと報告・連絡・相談をしている。

#### 〈発生時の対応〉 を入れてみましょう

- 1  被害を受けている児童等の気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 2  いじめを発見した場合や、相談を受けた場合、迅速に「学校いじめ対応組織」に報告している。
- 3  いじめの訴えから事実調査をする際、情報収集すべき内容である5W1Hを理解している。
- 4  聞き取りなどを行う際、児童等個別の事情やその場の状況等に配慮している。
- 5  いじめ対応で連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 6  被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等について説明し、丁寧に対応している。
- 7  加害児童等に対し、単発の指導で終わらず、継続的に指導している。
- 8  犯罪行為として取り扱われるべきいじめは警察に相談・通報し、適切な援助を求めなければならないことを理解している。
- 9  加害児童等が謝罪したことをもって、いじめが解消したとはいえないことを理解している。
- 10  学校のいじめ問題を解決するために、学校の要請により、教育委員会事務局の「いじめ防止サポートチーム」が派遣されることを知っている。
- 11  家庭環境に課題を抱えていないか確認している。

#### 〈重大事態への対応〉 を入れてみましょう

- 1  どのような事態が「重大事態」にあたるか理解している。
- 2  いじめ重大事態の認定やいじめ重大事態を調査する3つの組織について理解している。
- 3  不登校重大事態の調査は、原則として「学校いじめ対策組織」に心理、福祉等の専門家等の外部人材を加えた組織により、行うことを知っている。
- 4  学校がいじめ重大事態の調査を行う場合、そのフロー図があることを知っている。

#### 〈管理職の対応〉 を入れてみましょう

- 1  学校の「いじめ防止基本方針」を、毎年見直し・改定し、HPに掲載するとともに、「いじめ防止基本方針」を職員会議や生徒指導協議会で職員に定期的に周知している。
- 2  いじめ対応のマニュアルを用いての研修や自校での重大事態対応シミュレーションなど、校内研修を定期的に行っている。※ インターネットを通じて行われるいじめ対応の研修を含む。
- 3  平素から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場づくりに努めている。
- 4  いじめやいじめの疑いがあった場合（アンケート調査結果を含む。）、速やかに、管理

職に報告される体制づくりをしている。

- 5  いじめの認知、法的対応、いじめの組織的な対応についてすべて「学校いじめ対策組織」で行っている。
- 6  いじめ問題の取組状況について、学校評価の項目に入れ、点検・評価し、必要に応じて対応を改善している。
- 7  いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携を図るとともに、保護者に対して学校のいじめ問題への対応について説明している。
- 8  特別な支援を要する児童等や海外から帰国した児童等、外国人の児童等については、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守る体制が整備されている。

## 第4 重大事態にかかる内容

### 1 重大事態の定義

法第28条第1項による。

～いじめ防止対策推進法より～

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。

### 2 重大事態の調査

いじめの重大事態に関する調査については、平成29年3月30日付文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考にし、被害者側に寄り添った対応を行います。重大事態となるいじめは以下によりますが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意します。

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 など
- 精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※ いじめを原因とした欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない  
い) 当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合

- (2) いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、児童等が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

- (3) 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。  
(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。)

- その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたります。
- 児童等や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意します。

### 3 重大事態の報告

市立学校は教育委員会を通じて市長（総務課）へ、私立学校は学校法人を通じて知事へ、国立大学の附属学校は設置者へ事態発生について報告します。

### 4 調査の趣旨及び調査主体

#### (1) 条例第20条1項で規定する重大事態調査

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

#### (2) 教育委員会は、市立学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う調査組織について教育委員会会議を招集し、協議して判断します。

#### (3) 市立学校に設ける組織が調査主体となる場合、教育委員会は、調査を実施する市立学校に対して、SCやSSWを派遣するなど、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行います。

### 5 調査を行う組織

#### (1) 「調査委員会」

この「調査委員会」は、教育委員会の諮問を受け以下の調査等を行います。

① 市立学校において、児童等の生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いのあるいじめ重大事態が発生した場合、「調査委員会」は、その事実の確認と調査を行い、事実関係をまとめた報告書を教育委員会に答申します。

② 上記のいじめ重大事態の解決及び同種の重大事態の発生防止に向けた、学校、教育委員会、当該児童等及びその保護者への助言と支援を行います。

#### (2) 「重大事態調査チーム」

この「重大事態調査チーム」の主な役割は以下の通りです。

① 「重大事態調査チーム」はいじめ重大事態の調査を行う組織です。

② いじめ重大事態調査において、被害児童等及びその保護者の訴えなどを踏まえ、市立学校に設ける組織での調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、市立学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に、「重大事態調査チーム」が調査を行います。

③ 調査途中で、「調査委員会」へ調査組織を変更する場合もあります。

④ 「いじめ防止サポートチーム」が支援していじめ問題が、重大事態化し、かつ、その調査を「重大事態調査チーム」が行うことになった場合、教育委員会の対応が支援から調査に切り替わることを被害児童等及びその保護者に説明し理解を得たうえで、対象事案を最も把握している「いじめ防止サポートチーム」のメンバーの一部を「重大事態調査チーム」に加え調査することも可能とします。

#### (3) 「市立学校に設ける組織」

この「市立学校に設ける組織」の主な役割は以下のとおりです。

① 取り扱う重大事態は、不登校重大事態とします。

② 不登校重大事態に係る調査は、主としていじめ解消と対象児童等の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童等の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きいことから、学校が調査にあたることを原則とします。

※ 不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省初等中等教育局)

- ③ 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告します。
- ④ 調査途中で、調査組織を変更する場合もあります。

(4) 重大事態調査を行う組織の決定

調査を行う組織は、下記のマトリクス図により教育委員会会議で判断します。

調査組織 重大事態	調査委員会		重大事態調査チーム	市立学校に設ける組織
生命心身財産 重大事態	自死 事案	◎	△	△
	その他	○	○	△
不登校重大事態	○		○	◎

※ ◎、○、△は調査を行う組織の優先順位を示しています。その順位は◎→○→△となります。

※ 市立学校には、調査委員会及び重大事態調査チームの指示により、重大事態に関する資料の提出が求められます。

(5) 「福島市いじめ問題再調査委員会」

この「福島市いじめ問題再調査委員会」の主な役割は以下の通りです。

- ① 「再調査委員会」は、市長からの諮問に応じ、教育委員会から提出された重大事態に関する調査結果を記載した報告書等について、再度検証し、調査及び審議を終えた時には答申書を作成し、市長に対して報告します。
- ② 「再調査委員会」による調査の結果については、市長よりその結果が議会に報告されます。
- ③ 「再調査委員会」による調査の結果を踏まえ、市長及び教育委員会は自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

## 6 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施にあたっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童等の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。その際、客観的な事実関係を速やかに調査します。

(1) 被害児童等からの聴き取りが可能な場合

- ① 被害児童等から十分に聴き取ります。
- ② 児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。この際、被害児童等情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とし、調査を実施します。
- ③ 加害児童等に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止めさせます。
- ④ 被害児童等に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童等の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。  
これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応にあたります。

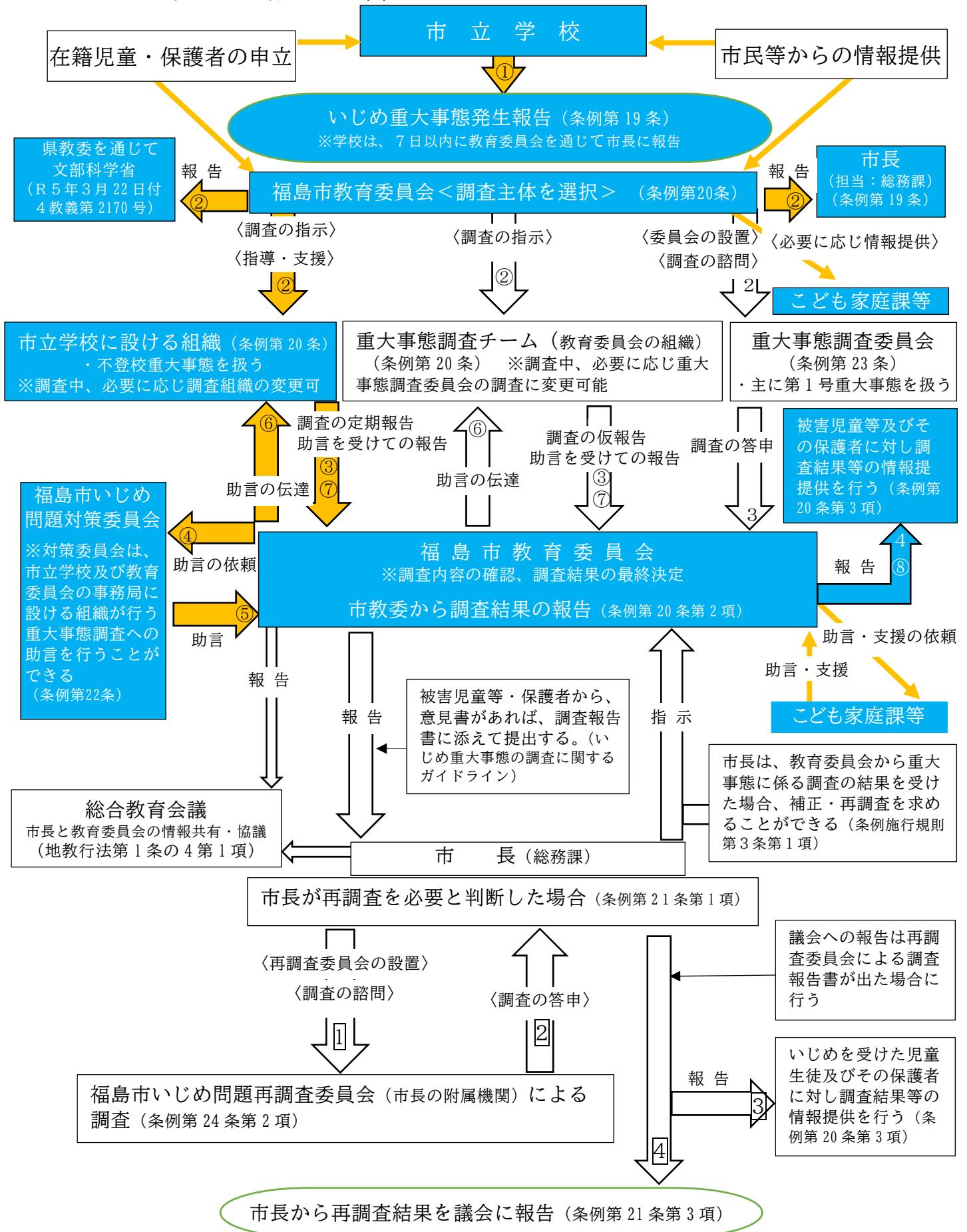
- (2) 児童等の入院や死亡など、被害児童等からの聴き取りが不可能な場合の留意点  
教育委員会は、被害児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。
- (3) 医療機関等から聴き取りが可能な場合  
医療機関を受診・通院していた場合は、担当医からの聴き取りを行います。（医師へのコンタクトが必要です。）
- (4) いじめ重大事態の調査にあたっては、「ガイドライン」のP10～P12や市基本方針P34～P37「市立学校用重大事態対応フロー図」「学校主体による不登校重大事態の調査」「重大事態調査チームの対応フロー図」を参考に対応します。

#### ＜児童等の自殺が起こった場合の調査＞

いじめがその原因として疑われる児童等の自殺事件が起こった場合、その全容解明とその後の自殺防止に資する観点から、教育委員会は速やかに重大事態と認定するとともに、「調査委員会」を設置し、調査を行います。その際、「調査委員会」は以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）を参考に調査を行います。

- 「調査委員会」は、事実関係等を明らかにするため、速やかに調査を行うとともに、再発防止・自殺予防への提言、報告書のとりまとめと遺族等への説明等を行います。
- 調査にあたり、遺族が、当該児童等を最も身近に知り、また、調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、遺族に寄り添いながら調査を進めます。
- 調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集して、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく客観的に、総合的に分析評価を行うよう努めます。
- 詳しい調査を行うにあたり、「調査委員会」は遺族に対して、調査の目的、目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方などについて、できる限り丁寧に説明をし、遺族の合意を得ながら調査を進めます。
- 死亡した児童等が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、「調査委員会」は、遺族に対して、主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案するとともに、教育委員会及び市立学校に対し、アンケート調査等を行うことについて指示を行います。  
※ 学校は、自殺事案が発生した時点で持っている情報のすべてを迅速に整理しておく必要があります。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへ配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかつたと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。  
なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要です。WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に対応します。

## 7 重大事態への対応フロー図



## 8 市立学校用重大事態対応フロー図

### 1 重大事態の発生及び疑い

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
  - A) 児童等の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
    - ・具体的な内容については本方針のP29で確認をします。
  - B) 児童等が「相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日が目安です。）
  - C) 児童等や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」
    - ・学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査にあたります。

### 2 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたります。

#### ① 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置します。

- 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加えます。（学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者（OBも含む。）、等が考えられます。）
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣できます。

調査前には、被害児童等及びその保護者に「ガイドライン」P7～P10が示す6項目の説明が必要

#### ② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施します。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図ります。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積します。（5W1Hが有効です。）
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告します。
- 被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供します。

#### ③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめます。

- 聽取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめます。
- 調査報告書の記載内容については、本方針P37を参考にします。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告します。
- 報告がある程度まとったら、教育委員会に仮報告します。

#### ④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告します。

- 学校は被害児童等及びその保護者に調査結果を報告しますが、被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出します。

#### ⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。

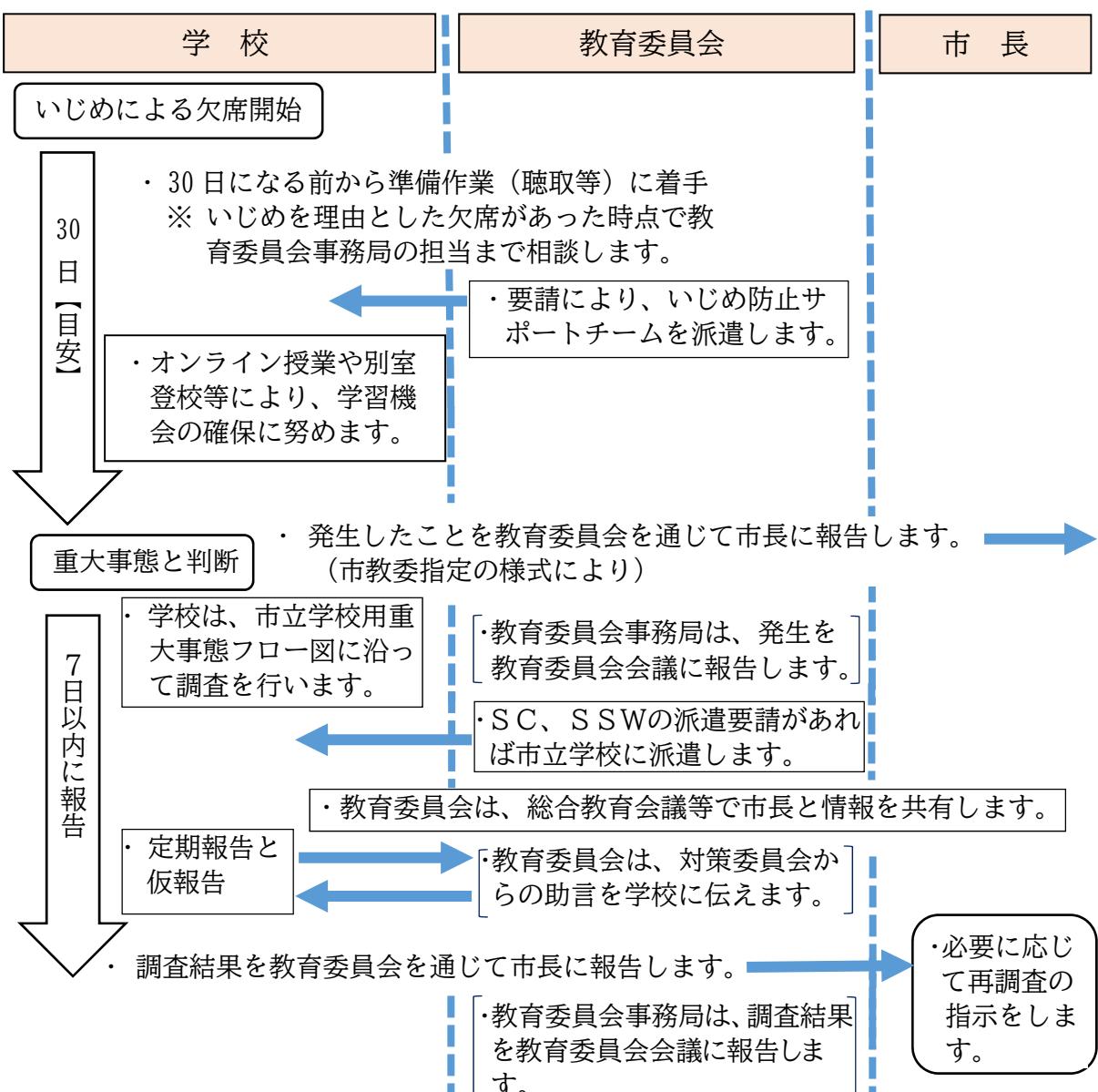
- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておきます。
- 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じます。

## 9 学校主体による不登校重大事態の調査

- 法第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
    - 1 (略)
    - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

不登校重大事態に係る調査は、学校が調査に当たることを原則とします。

(「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月))



- 学校による不登校重大事態の調査は、児童等の学校復帰への支援と再発防止が主な目的となります。
  - 被害児童等及びその保護者への情報提供はもちろんですが、加害児童等及びその保護者へも適時適切に情報を提供し、家庭と連携して調査を行います。

## 10 重大事態調査チームの対応フロー図

### 重大事態の発生及び疑い

発見者より報告



① 市立学校から「いじめ重大事態の発生に関する報告について」が提出されます。

② 教育委員会会議が調査主体を「重大事態調査チーム」と判断します。

- 次のいずれかに該当する場合は、重大事態調査チームが調査主体となって調査を実施します。
  - ① 従前の経緯や事案の特性、被害児童等又は保護者の訴えなどを踏まえ、市立学校に設ける組織では、重大事態への対処等に十分な結果が得られないと判断した場合
  - ② 市立学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

→ 指定書式により市長（総務課）へ報告

③ 教育委員会事務局に速やかに「重大事態調査チーム」を立ち上げ、調査計画を立案します。

- チームメンバーは、教育委員会事務局の職員で構成します。（3名～5名で構成し、必ずSCかSSWが入ります。）
  - ① 学校教育課【主幹・庶務係長（行政出身者）・管理係長・指導係長・主任管理主事・主任指導主事・指導主事】
  - ② 教育研修課【教育支援係長・研修係長・指導主事・SC・SSW】
  - ③ 教育総務課【庶務係長（行政出身者）】
- 市立学校から、これまでの指導の記録等を含む調査の資料となる記録を提出してもらいます。
- 「学校いじめ対策組織」との共通理解のもと、聴取する対象者と日程を検討し、決定します。

④ 事実を確認するための最初の聴取をします。

- 市立学校に組織された「学校いじめ対策組織」から、いじめの内容について聴取します。
- いじめを受けた児童等及びその保護者からいじめの状況について聴取します。児童等からの聴取が難しい場合は、保護者のみとします。（保護者への連絡・調整は学校が行います。）

⑤ 被害児童等及びその保護者、加害児童等及びその保護者に調査方針の説明をします。

- ガイドラインP7～P10に記載されている内容について説明します。
- SSWを立ち会わせ、福祉の専門家としていつでも困り事について相談に乗ることを伝えます。

⑥ 事実関係を明らかにする調査を実施します。

- 基本姿勢
  - ① 常にいじめを受けた児童等に配慮しながら調査を進めます。
  - ② 2人以上のチームで誘導的な質問とならないよう注意するとともに、質問者の主觀で発言を評価せず、回答内容が児童等に委ねられるような質問をします。また、聴取を行う者が同じ趣旨で質問ができるよう、質問内容を決めて行います。（複数の職員で行います。）
  - ③ 学校の部外者による質問であることから、聴取される側の気持ちに配慮しながら、丁寧な質問に心掛けます。
  - ④ 教育委員会事務局という身近ではない組織が調査をすることから、被害児童等及びその保護者に、調査の進捗状況を定期的に報告します。
- 聽取事項（5W1Hを意識します。）
  - ① いつ（いつ頃から）、② 誰から行われ、③ どのような態様であったか、④ いじめを生んだ背景事情、⑤ 児童等の人間関係の問題点、⑥ 学校の指導記録から確認が必要な内容について聴取します。
- 聽取する際は、ICレコーダーを使用しますが、保護者の了解を得てから行います。
- 調査の方法
  - ① いじめに関係した児童等、保護者、教職員（学級・学年・部活動）、いじめを見た児童等を対象に聴取を行います。
  - ② 質問者の主觀で発言を評価せず、回答内容が児童等に委ねられるような質問をします。
- 聽取については、児童等の学校生活に影響が出ないよう、聴取の時間帯や環境等に配慮します。（保護者も同様）

⑦ 調査結果の取りまとめをします。

- 調査終了後、聴取内容や市立学校から提出された資料を整理し、いかなる事実を認定できるかを検討し、書面として取りまとめます。
  - ① 不登校重大事態に係る調査を実施中に対象児童等が学校復帰した場合は、その時点までの情報を取り上げます。
  - ② 対象となる児童等から聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その事実を明示します。
  - ③ 指導記録や学校生活の状況として、アンケート調査の結果、出席状況、通院記録、調査経過等など確実に事実として記録されていることについて取り上げます。
  - ④ 取り扱った重大事態について、市教委の対応に問題はなかったかについても検証し、取りまとめます。

⑧ 調査経過等を教育委員会に仮報告するとともに、「対策委員会」に助言を求めます。

⑨ 「対策委員会」からの助言を受け、調査等の見直し・修正を行います。

⑩ 調査報告書を作成し、対象児童等及びその保護者への調査結果の報告をします。

- 調査結果（今後の支援方策や再発防止策を含む。）を速やかに対象児童等及びその保護者に説明します。
  - ① 被害児童等及び保護者への調査結果の説明時に、調査報告書を市長に提出する際、被害児童等又はその保護者の所見を記載した意見書を添えることができることを説明します。
  - ② 調査報告書を公表するか保護者の意向を確認します。公表した場合の児童等への影響を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表する場合はいじめを受けた児童等やその保護者に対して、公表の方針を説明します。
  - ※ 説明する際、いじめを行ったとされる児童等を含む関係児童等のプライバシー保護にも配慮します。（「個人情報保護法により個人情報の第三者提供に関するルールが定められている以上、その範囲内で可能な限りの情報を提供します。）

⑪ 調査結果を市長（総務課）に報告書で提出します。（保護者意見書があれば併せて提出します。）

⑫ 調査報告書提出後

- 報告書の補正・再調査及び市長の附属機関である「再調査委員会」の調査が行われる場合は、調査を通じて得られた資料を提供することになりますので、資料を整理しておきます。
- 調査結果を踏まえた必要な対策を、学校の管理職（校長・教頭）に直接会って必ず実行するように指導します。また、定期的に確認をします。
- 「学校基本方針」の見直しを行い、その内容について児童等及びその保護者に周知するよう学校に指示を出します。
- 加害児童等及びその保護者にも、調査報告書の内容を、調査開始時に説明した内容により説明を行います。
- 調査が終わったからといって、被害児童等及びその保護者との関わりをなくさないようにします。

### 調査報告書の記載内容

- 1 学校名・対象児童等名（学年・学級・性別）
- 2 調査の概要（いじめ・重大事態の概要について記載します。）
- 3 調査の目的（学校での同種事案の発生防止についても明記します。）
- 4 調査を行う組織及び調査の進め方（組織・調査対象・調査手法・聞き取り方法・調査経過）
- 5 被害児童等の状況（学校生活状況・出席状況・友人関係・部活動の活動状況・保健室の利用状況・S Cとの面談・学校生活アンケートの結果等について明記します。）
- 6 調査内容（事実関係）
 

※ 対象児童等・保護者・教職員・関係する児童等・保護者からの聴取等や記録に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったのか、確定した事実を根拠とともに時系列で記載します。
- 7 調査結果のまとめ（いじめ・重大事態に当たるかどうか、調査組織の所見として記載します。）
- 8 今後の対象児童等の支援方針（加害児童等の支援方針も記載します。）
- 9 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長の所見を記載します。
- 10 教育委員会の対応に不備があった場合は、その内容と改善策を記載します。

## 11 調査結果の提供及び報告

### (1) 児童等及び保護者への報告

教育委員会又は学校は、被害児童等及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童等及びその保護者に対して説明し、情報の提供に当たっては以下の点に留意します。

- 教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはなりません。
- アンケート調査の実施により得られた結果については、被害児童等及びその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要です。
- 市立学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。

### (2) 調査結果の報告先

市立学校に係る調査結果は教育委員会を通じて市長に、私立学校に係る調査結果は、学校法人を通じて知事に、国立大学附属学校に係る調査結果は設置者に報告します。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、市立学校の被害児童等及びその保護者が希望する場合には、被害児童等及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出します。

## 12 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 市長による再調査

市長は、教育委員会から重大事態に係る調査の結果の報告を受けた場合において、当該調査結果を記載した報告書等に理由の不備があり、又は当該報告書等に記載すべき当該調査結果に係る事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、教育委員会に対し、相当の期間を定めてその補正を求め、又は調査委員会等に必要な調査を行わせる等の方法により再調査を求めるることができます。その際、市長は、教育委員会に対し、当該重大事態に係る事実関係、意見等に関する陳述その他の説明等の検証について、より詳細な調査結果となるよう具体的な指示を行います。

また、市長は、当該調査結果に看過できない重大な矛盾又は理由齟齬が存すると認めるときは、いじめ問題再調査委員会を設置し、当該調査結果について調査を行うことができます。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査委員会による再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる必要があります。
- 市長は、いじめ問題再調査委員会による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければなりません。

## 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 「市基本方針」の改定

市及び教育委員会は、今後も法改正や国・県の基本方針の変更等を勘案して、「市基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、「対策委員会」の意見を勘案し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

### 2 「市基本方針」の公表

市及び教育委員会は、「市基本方針」をホームページ等で公表し、市民に伝えるとともに

に、市民のいじめ防止に対する関心を高めます。

### 3 守秘義務

いじめに関する相談や調査等に関係した学校関係者や調査を担当した者等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様です。

# 資料

## 資料1 相談の窓口一覧

名 称・電話番号	QRコード
福島市教育委員会学校教育課 電話番号 024-535-1111 内線5341	
福島市総合教育センター内 教育研修課 電話番号 024-536-7700	
福島市こども家庭課（こども家庭センター・えがお） 電話番号 024-525-3780（家庭支援係）	
福島県中央児童相談所（児童に関する相談） 電話番号 024-534-5101	
福島県警察本部県民サービス課（いじめ110番） 電話番号 0120-795-110	
18歳までの子どもがつながる チャイルドライン 電話番号 0120-99-7777 (チャットでも相談可)	
子供のSOSダイヤル等の相談窓口 (文部科学省ホームページ)	
相談窓口PR動画「君は君のままでいい」 (文部科学省ホームページ)	

・ふくしま24時間子どもSOS (0120-916-024) ・ダイヤルSOS (0120-453-141)	
・ふくしま子どもSNS相談 パスワード R4FSNS	
・インターネット安全利用ガイドブック ・保護者のためのインターネット対策ガイドブック (福島市こども政策課) 電話番号 024-535-1137	

## 資料2

(子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月文部科学省)より

### WHO(世界保健機構)による自殺報道への提言

#### 控えてほしいこと

- ・遺体や遺書の写真を掲載する。
- ・自殺方法を詳しく報道する。
- ・単純化した原因を報道する。
- ・自殺を美化したセンセーショナルに報道したりする。
- ・宗教的、文化的な固定観念を当てはめる。
- ・自殺を非難する。

#### 積極的にしてほしいこと

- ・精神保健の専門家と緊密に連絡を取る。
- ・自殺に関して「既遂」(completed)という言葉を用い、「成功」(successful)という言葉は用いない。
- ・自殺に関連した事実のみを扱う。
- ・一面には掲載しない。
- ・自殺以外の他の解決法に焦点を当てる。
- ・電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する。
- ・自殺のサインについて情報を伝える。

(Department of Mental Health and Substance Abuse, World Health Organization: Preventing: A Resource for Media Professionals. WHO, 2008. を日本語に翻訳した上で、その要点をまとめたものである。)

<様式1>

## いじめ防止サポートチーム派遣申請書

令和 年 月 日

福島市教育委員会教育長 様

学校名 \_\_\_\_\_

校長氏名 \_\_\_\_\_

印

下記により、いじめ防止サポートチームの派遣を申請します。

記

派遣希望期日	第1希望 令和 年 月 日( )〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 第2希望 令和 年 月 日( )〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	
場 所		
目的		
内 容 ※該当内容にチェックを入れてください。 (複数可)	<input type="checkbox"/> 電話による相談 <input type="checkbox"/> 来庁による相談 <input type="checkbox"/> 保護者への対応 <input type="checkbox"/> 子どもへの対応 <input type="checkbox"/> ケース会議の開催 <input type="checkbox"/> いじめの問題に関する研修会における指導 <input type="checkbox"/> その他	
自由記述 ※問題の概要や該当児生徒の状況等、必要と思われる内容を記入ください。		
電話番号		担当者

## 様式2(取扱注意) 令和 年度 いじめに関する報告書

※ 各欄に必要事項を記入するとともに、選択事項は該当する□を☑します。

※ 第一報では、No.1~7 を記入し、その後の定期調査等で No.8 以降を記入します。

※ いじめを認知したら速やかに報告します。その後の状況は定期調査で報告します。解消した場合はその都度報告します。

※ いじめを原因とした欠席があった場合は速やかに指導係長に報告します。

No	学校名	学校番号( ) 福島市立学校		提出日	①【第一報】 年 月 日
1	ふりがな 被害児童生徒	氏名			② 年 月 日
		年 組( 歳)	男・女		③ 年 月 日
2	いじめの内容	ふりがな 加害児童生徒	④ 年 月 日		
	いじめの開始時期				原発事故による 避難の有無 有・無
	学校が認知した日	令和 年 月 日			
	頻 度	□ほぼ毎日 □週2~3回 □時々 □1~2回 □その他( )			
	どのように (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 悪口・陰口・冷やかし・からかい <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。 <input type="checkbox"/> 仲間はずれや集団による無視 <input type="checkbox"/> 金品をたかれられる。 <input type="checkbox"/> 軽くぶつかる、遊ぶふりで叩く蹴る <input type="checkbox"/> 金品隠しや盗み。 <input type="checkbox"/> ものを壊された、捨てられた。 <input type="checkbox"/> SNS、メールでひぼう・中傷された <input type="checkbox"/> □その他( )			
3	いじめ発見のきっかけ (複数回答可)	□全般的な実態調査から □担任の教師が発見 □他の教師からの情報 □相談電話や関係機関からの情報	<input type="checkbox"/> いじめられた児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 保護者からの訴え <input type="checkbox"/> 他の児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー、相談員からの情報		
4	いじめの原因	(被害・加害児童生徒への聞き取り等)			
5	被害児童生徒の現状	(通学状況・学習状況・心身状況 等)			
6	保護者の現状 (加害・被害)	(いじめの認識、対応への理解、児童生徒への関わり)			
7	学校のいじめへの対応				
8	教育委員会に希望する対応 (複数回答可)	□スクールカウンセラーの派遣 □指導主事の派遣 □希望なし	<input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカーの派遣 <input type="checkbox"/> 関係機関(教育センター等)での相談 <input type="checkbox"/> □その他( )		
9	一報後の対応 現在の状況等				
10	いじめの解消	□解消した( 年 月 日) □関係に改善が見られる □再発した	<input type="checkbox"/> 関係は改善し、解消に向け観察中 <input type="checkbox"/> □関係に改善が見られない <input type="checkbox"/> □その他( )		

※いじめ解消の判断については、福島市いじめ防止基本方針 P24 の「3 いじめ解消の判断」をもとに判断すること

様式3

令和 年度 学校のいじめに対する取組状況( 月末現在)

学校番号( ) 学校名( )

)学校

今年度4月からの「いじめ問題に対する取組」について回答願います。

- 1 学校で「いじめ問題の未然防止・早期発見」のために取り組んだ内容について、該当する項目全ての番号に○を付けてください。
- ① いじめは現に起きているという危機感をもっていじめ対応を行うことができた。(全職員)
  - ② 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。
  - ③ いじめの問題に関する校内研修会を実施した。(教職員の資質向上及びリーガルマインド養成を図る研修を含む。)
  - ④ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかる問題を取り上げ、指導を行った。
  - ⑤ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。
  - ⑥ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。
  - ⑦ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口(ダイヤルSOSや福島いじめSOS24等)の周知や広報の徹底を図った。
  - ⑧ 学校のいじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。(市のいじめ防止基本方針(改定版)に沿って見直した)
  - ⑨ 家庭への支援の必要性を考慮しながら家庭環境の確認を行った。
  - ⑩ いじめ問題に対し、警察や児童相談所などの地域関係機関と連携協力した対応を図った。
  - ⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。
  - ⑫ 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。
  - ⑬ 学校のいじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を召集した。
  - ⑭ いじめ重大事態を想定した対応シミュレーションを実施した。
  - ⑮ その他(その他に取り組んだ実践がありましたら具体的にお書きください。)

(1) 5月末までに「学校いじめ対策組織」の会議はどの程度開催しましたか。

① 調査日までに開催した。	回	今後の開催予定回数	回
② 開催していない。	今後の開催予定回数	回	

- 2 「学校いじめ対策組織」について回答願います。該当する番号に○を付け、□内に回数等を記入願います。

(1) 5月末までに「学校いじめ対策組織」の会議はどの程度開催しましたか。

① 調査日までに開催した。 □ 回 今後の開催予定回数 □ 回

② 開催していない。 今後の開催予定回数 □ 回

- (2) 「学校いじめ対策組織」の活動内容の概略を簡潔に記載してください。

なお、活動内容が分かる資料がある場合は、「別紙資料」と記入し添付願います。

(例)・開催時期 ・活動内容 ・その他

**いじめ重大事態の発生に関する報告について**  
**【(令和 年 月 日)】**

福島市立 学校長

印

(1)地方公共団体の長等に報告した日(令和 年 月 日)(市教委で記載します。)

(2)児童生徒に関する情報(現在)

学校名	学校				
学年	年	性別		年齢・生年月日	歳( 年 月 日)
該当児童生徒名			保護者名		

※ 国に報告するときには、生年月日、児童生徒名及び保護者名は削除します。

(3)学校の概要

住所・ 連絡先	(住所) (電話)		
校長名		児童生徒数	
学級数		教職員数	

(4)いじめ重大事態の概要・経緯など

1号事案 2号事案 1号事案かつ2号事案 ※該当するものにチェック

1 いじめ行為の概要

2 いじめに係る行為が行われた期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日まで

3 発生報告時の状況の概要

4 加害児童生徒について

	氏名(ふりがな)	性別	学年・学級	備 考
1				
2				

※ 国に報告するときには、生年月日、児童生徒名及び保護者名は削除します。

5 事実経過を時系列で記載

月 日	事 実 経 過	学校の対応		そ の 他
		被害児童生徒及び保護者への対応	加害児童生徒及び保護者への対応	

(5)当該児童生徒・保護者に関すること(学校生活、家庭環境、健康状況など)

--

(6)学校や学校の設置者等における重大事態の対応について

(学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。)

※ 市教委で記載します。
--------------

(7)本件に関する連絡先(市教委で記載します。)

課 名		連絡先 (電話)
名 前		

※ 学校からこの報告書が提出された場合、教育委員会は総務課を経由し市長に提出する。

## 様式 5

○○○ 学校

校長	教頭	作成者	委 員
学校いじめ対策組織委員会議事録			開催日 令和 年 月 日
			作成日 令和 年 月 日
開催場所			
出席者			
議 題			
議 事 内 容			
決 定 事 項			
添付資料			

## 児童生徒支援のためのアセスメントシート

取扱注意

作成者:	作成日 年 月 日				
対象児童生徒名:	性別:	所属: 年 組 番 備考:			
レベル	児童生徒自身の状況	現在の状況と指導方針			
レベル1	<input type="checkbox"/> アンケート調査や個別面談などで、本人がなんとなくいじめを受けたと感じている <input type="checkbox"/> SNSを頻繁に行う	いじめの認知日: 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> いつ <input type="checkbox"/> 誰が <input type="checkbox"/> 誰に <input type="checkbox"/> どこで <input type="checkbox"/> 何を(事象発生時の状況及びこれまでの経緯)			
		<input type="checkbox"/> 現在の状況(欠席状況、本人及び保護者の意向等) <input type="checkbox"/> キーパーソンとなる人物等 <input type="checkbox"/> SCとの情報交換結果			
レベル2	<input type="checkbox"/> 元気がない <input type="checkbox"/> 服装の変化 <input type="checkbox"/> 学習意欲がない(成績の低下) <input type="checkbox"/> 身体的不調を訴える <input type="checkbox"/> 顕著な体重の増減 <input type="checkbox"/> 交友関係の変化(孤立) <input type="checkbox"/> いたずらをされる <input type="checkbox"/> 物がなくなる <input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が増える <input type="checkbox"/> 部活動を休む <input type="checkbox"/> 保健室利用が増えた <input type="checkbox"/> SCと面談したい				
レベル3	<input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が目立つ <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 別室登校 <input type="checkbox"/> 自傷行為 <input type="checkbox"/> 身体的な損傷 <input type="checkbox"/> 精神疾患の発症 <input type="checkbox"/> 自殺をほのめかす言動	<input type="checkbox"/> SCとの情報交換結果			
レベル4	<input type="checkbox"/> 自殺未遂 <input type="checkbox"/> 自殺				
その他	※ 児童生徒の状況で気になる点	<input type="checkbox"/> 指導・支援の長期目標(加害児童生徒も含む)			
計画担当	指導・聴取日	対象児童生徒	場所	指導・聴取内容	指導・聴取方法
学級担任					
学級副担任					
学年主任					
生徒指導担当					
生徒指導主事					
養護教諭					
SC					

## いじめ問題対応の改善に関する答申書（一部抜粋）

### I 市長部局を含めたいじめ問題への対応強化

#### 1 市長と教育委員会は、総合教育会議において、いじめ問題の情報共有を図ることで、より連携した対応をするべきである。

いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という。）では、いじめの防止・早期発見及びその対処について、地方公共団体の責務及び学校の設置者の責務として明示している。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、総合教育会議の招集権限を市長に与えると共に、総合教育会議の所掌事務として「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講すべき措置」（第1条の4）を規定し、市長と教育委員会とが共にその対応について協議することを求めている。

これら法律の要請を踏まえると、いじめ問題の解決に向け、市長と教育委員会が連携して関わっていくべきことは明白である。

特に、「いじめ防止法」第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）については、「市条例」第19条が、教育委員会から市長への報告を義務付けていることから、市長と教育委員会がそれぞれ持つ情報の格差を十分認識したうえで、徹底した情報の共有がなされるべきである。

加えて、「重大事態」に至らないいじめ事案についても、解決に時間をしている場合など、「重大事態」へ発展するおそれがある際には、市長と教育委員会が、総合教育会議において意見交換等を通じながら、お互いに一定の関与ができる仕組みとするべきである。

#### 2 市はいじめ問題に対し、教育委員会と市長部局を含む関係部署との連携を図る体制を整備し、包括的に対処すべきである。

##### （1）重大事態発生に伴う対応プロセス等の明確化

福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）が取りまとめた「調査報告書」によれば、本来、「重大事態」が発生した疑いを認めた場合、「市条例」第19条の規定に基づき、市立学校は教育委員会を通じて、市長に報告しなければならないにもかかわらず、市長に「重大事態」の発生を報告した文書等を明確に確認できないとの指摘がなされている。

また、「市条例」に規定する「市長」は「執行機関」を意味し、市長個人ではないため、本来「市長部局」側に報告に対応する部署を設定し、その部署から市長へ報告がなされる仕組みを整備しておく必要があったが、未設定であったことが混乱に拍車をかけることとなったと考察する。

さらに、「調査報告書」によれば、「いじめ防止法」「市条例」、福島市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）の規定に食い違いがあり、教育委員会が、「市条例」ではなく「市基本方針」を優先するかのような対応をしたことに疑問が呈されている。

特に「重大事態」の調査は、「市条例」第20条に基づき、教育委員会は「対策委員会」に行わせなければならないにもかかわらず、「市基本方針」を根拠にいじめ防止サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）に調査を行わせたことは「調査報告書」のとおり問題である。

以上より、「市条例」「市基本方針」については、早急に「いじめ防止法」との整合を図るべきである。

そのうえで、いじめ対応の判断に疑義が生じた際には、「いじめ防止法」、「市条例」に立ち返り、それらの趣旨に沿った対応をしなければならない。

また、「重大事態」の疑いが発生した際の、「教育委員会会議」、教育委員会事務局、市立学校及び「市長部局」それぞれの責任の所在及び対応プロセスについては、

「市条例」に基づき明確化されるべきである。このことについて、「市長部局」側が「重大事態」に関する窓口を総務部総務課とすでに定めたことは、改善の一つと捉えることができる。

さらに、前述の教育委員会から市長への報告にかかる文書不存在の指摘については、必要不可欠な事項を漏れなく記載できるよう報告書等の様式をあらかじめ定めておくとともに、報告手順を明確にしておくべきである。

## (2) いじめ対応プロセスの可視化

「調査報告書」に「当該校及び市教委においていじめの調査は行われたものの、いじめ重大事態の調査として適切なプロセスが踏まれていないことは推進法等の趣旨に反する事態である」との記載があるとおり、「重大事態」が発生した際のプロセスが「教育委員会会議」、教育委員会事務局、市立学校及び「市長部局」で周知徹底されていなかったことに疑問の余地はないところである。

「重大事態」が発生した際、教育委員会事務局には、「市条例」に基づき適切な対応を行う責務があるだけでなく、該当児童生徒への支援のために、こども家庭課など関係部署と速やかに連携を図る責務もある。さらに、「重大事態」の内容によっては、警察、児童相談所等の関係機関との連携も検討しなければならない。

そのうえで、「いじめ防止法」「市条例」等に規定の多岐にわたるいじめ対応のプロセスは複雑であることから、保護者をはじめ全てのいじめ問題の関係者が理解できるよう、フローチャートなどを作成し可視化しておくことが肝要である。加えて、可視化したプロセスを市民にも公開し、いじめ問題対応の透明性を高めるべきである。

# II 教育委員会の改革(教育委員会会議、教育委員会事務局等の役割)

## 1 合議体の執行機関として、教育委員の意思や意見が十分に反映できるような仕組みづくりを再確認すべきである。

「重大事態」の対応にあたって、教育行政の最高意思決定機関である教育委員会は、教育長と教育委員で構成される「教育委員会会議」において、「重大事態」を含むいじめ問題を議題として取り上げ、会議においてより活発な議論が行えるよう、教育委員は、勉強会、研修等を通じて、いじめ問題に係る知見の蓄積をさらに図るべきである。

また、教育委員会事務局は、教育委員が的確に状況を把握できるような情報提供のあり方を工夫すべきである。

## 2 教育委員会事務局は、サポートチームを活用するにあたり、その役割を明確にすべきである。

「市基本方針」によれば、教育委員会事務局に設置する「サポートチーム」の役割は、いじめを認知した市立学校へ対応策について助言し、保護者や児童生徒への

対応等によりいじめ問題の速やかな解決に向けて市立学校を支援することとされているが、現行の「市条例」に規定のない組織である。

しかしながら、「調査報告書」における提言では、「市教委の現行の『いじめ防止サポートチーム』は、市立学校のいじめ認知後の早期調査・対応への支援と重大事態の調査、両方に関与するシステムとなっている。」(61頁)と指摘され、そのうえで、「いじめの早期調査の段階で、重大事態（疑いを含む）であると判断し、重大事態の調査に移行する際には、問題を多様な視点から検討するためにも、調査構成員を変える（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を加える）などすることが望ましい。また、その調査の公平性・客観性を十分に確保できるように調査組織や調査担当者の人選を行うべきである。また、組織や人選について保護者に適宜報告するなどして理解を求める努力も行うべきことは学校での調査と同様である」(61頁)として、現行の「市条例」に規定はないが、「サポートチーム」さらには市立学校に設置する組織による重大事態調査の方式そのものについては、条件付きではあるものの否定されていない。

本「有識者会議」においても、この点に着目し議論を重ねる中で、福島市のいじめ問題を取り巻く現状等も踏まえ、「市条例」第20条の規定自体を見直す必要があるのではないかという見解に至ったところであるが、このことについては、後述することとする。

まずは、「サポートチーム」には「早期調査・対応への支援」と「重大事態の調査」の二面性があったことについて、「調査報告書」の見解にもあるとおり、「支援」を目的とした「サポートチーム」構成員が「重大事態」に移行した後も引き続き調査担当者として「調査」を行うことは、やはり公平性、客観性を欠くものと判断せざるを得ず、「サポートチーム」に双方の役割を担わせるとすれば、「重大事態」の当事者となる児童生徒そして保護者の視点を踏まえた検討が必要である。

一方で、いじめ認知時点から支援という形で関わっている「サポートチーム」は、最も事態を把握しており、早期解決のためには有効な組織であることは、前述の調査報告書の内容からも推察できる。

以上のこと踏まえると、当事者である児童生徒そして保護者に対し、「支援」から「調査」に切り替わることを十分に説明し理解を得たうえで、公平性、客観性を担保するため、「支援」に携わっていない専門家や行政出身者に「サポートチーム」のメンバーの一部を加える形で新たに「重大事態」の調査を行うチームを編制し、調査を担当させることは否定しないとする見解に達した。

なお、いじめは「重大事態」に至る前にその発生を察知することが肝要であることから、教育委員会事務局は、日頃から各市立学校との情報共有体制を構築し、「サポートチーム」が本来の目的である「支援」の役割を十分に果たせるよう効果的なタイミングで該当学校に派遣できるようにしなければならない。

### 3 いじめの防止やいじめ問題への対応について、心理、福祉、法律、医療等に関する専門的知識を有する人材の確保に努める必要がある。

市立学校では、いじめの防止やいじめ問題への対応のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒や保護者からの相談等に対し支援を行っているが、一学校あたりの派遣日数が限られているため、十分な対応ができていない状況にある。

いじめ問題については、様々なケースに応じた適切な対応が求められているが、心理・福祉等の専門家が十分に配置されていないことから、その増員は喫緊の課題となっている。ごく少数ではあるが他の自治体においては、常勤のスクールカウン

セラーが配置されている事例が見受けられるが、市の財政状況を鑑みると、市単独での解決は困難であることから、まず財政支援その他必要な措置を県に対し強く要請すべきである。

また、いじめ問題の対応にあたり、法律の専門家への相談が必要となる機会が全国的にも増加し、文部科学省が令和4年3月に教育委員会において法務相談体制を構築するまでの留意点や具体的な弁護士への相談事例の紹介などを盛り込んだ「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き 第2版」を策定している。このような現状を踏まえ、児童生徒や教職員が安心して学校生活や業務を行うためには、法律の専門家の関与は、いじめの深刻化を防ぐだけでなく、速やかな解決に資するものと考えられることから、子どもの最善の利益を実現し、市立学校や教員の法的側面からの支援ができるよう、教育委員会に法律の専門家を配置することも検討すべきである。

### III いじめ問題対応スキームの明確化

#### 1 いじめ防止法・市条例・市基本方針の整合性を確保し、重大事態への対処・調査の実施について恣意的な解釈の余地をなくすべきである。

「調査報告書」によれば、重大事態発生の疑いがある旨、保護者より訴えがあり調査を要請されたにもかかわらず、「市条例」第20条に規定される「必要があると認めるとき」に該当しないと教育委員会は判断していたとあり、「『必要があると認めるとき』との要件を、推進法の規定やその趣旨に反して、市教委の恣意的な判断を許すものであってはならず、また、専門部会での調査を不当に狭める解釈がなされではならないことは言うまでもない」(54頁)と指摘されている。「調査報告書」にもあるとおり、重大事態調査の開始の遅れは、問題の複雑化、長期化を招くことになり、当事者である児童生徒の被害の継続や拡大に繋がることから、今後恣意的な解釈をする余地をなくすため、「いじめ防止法」に規定のない文言の見直しを図るべきである。

また、「市条例」第20条の規定では、重大事態調査の開始の要件を市立学校から報告を受けた場合又は在籍する児童生徒やその保護者から申立てがあった場合としているが、「市条例」第9条において、市民等の役割を「市民等は、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認められたときは、市、教育委員会、市立学校又は関係機関等へ情報提供するとともに、市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。」と規定していることを踏まえれば、市民からの情報提供等も重大事態調査の開始の要件に含め、重大事態の発生を見逃さないようにすべきである。

#### 2 重大事態発生時の調査を機動的に行えるようにすべきである。

「重大事態」発生時の調査をいかに機動的に実施するかを検討にするにあたり、まず、「重大事態」の調査を行う主体をどうすべきかについて議論を重ねたところである。

現行の「市条例」第20条の規定どおり「対策委員会」が重大事態の調査を行う場合、「対策委員会」の招集の日程調整などに日数を要すること、さらに実際の調査を担う専門部会を「対策委員会」の検討後に設置することなどから、機動性に課題を抱えている。また、「対策委員会」に求められる役割として、個別のいじめ問題の早期解決及び「重大事態」化防止のため、助言を含めたいじめの防止対策等の調査審

議がある。しかし、「対策委員会」が助言を行ってきた個別のいじめ問題が早期解決せず「重大事態」に至った場合、「対策委員会」自らが、それまでの対応経過を含め「重大事態」の調査を行うことは、調査の客観性が担保できるか疑問が生じる。

以上のことから、まず「重大事態」発生時、迅速かつ機動的な対応を確保するために調査主体を増やすべきであり、なおかつ、「いじめ防止法」第28条第1項に規定する市立学校や教育委員会事務局内に設置する組織を公平性及び客観性を十分に確保することを条件に、調査主体の類型に加えることを否定しないとする見解に達した。このことは、教職員や教育委員会事務局職員がいじめ対応を振り返ることができ、同種事態の発生の防止に資する効果が期待されるものである。

一方で、「いじめ防止法」第28条第1項第1号に規定される「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に該当するような場合は、事態の重大さに鑑み、より公平性、客観性及び専門性を高めるため、第三者組織に「重大事態」調査を行わせるべきであるが、「対策委員会」にその調査を担わせる場合、機動性及び客観性に課題を抱えていることは前述したとおりである。このため、「対策委員会」から専門部会の機能を独立させ、新たに「重大事態」調査に特化した組織として設置すべきである。これにより、「対策委員会」は、個別のいじめ問題の早期解決及び「重大事態」化防止のための助言を含めたいじめの防止対策等の調査審議に専念でき、その役割を十分に果たすことができると考える。

以上の内容を提言するにあたり、本「有識者会議」では、市立学校における過去5年間のいじめの認知件数として、平成29年度に206件であったものが、令和元年度には436件と2倍超の件数に増加し、その後も300件前後で推移しているとの報告を受けており、「市条例」第3条におけるいじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要とするとの基本理念も踏まえ、調査主体を「対策委員会」のみに限定せず、複数の調査主体の中から適切なものを選択し機動性をもって「重大事態」に対処することが、当事者となる児童生徒にとって最善であると判断したことを申し添える。

## IV 子どもと家庭を支える体制の強化

子どもを心理面から理解しケアや指導を充実させるとともに、福祉面でも子どもと家庭への継続的な支援が重要であることから教育関係機関と児童福祉関係機関の一層の連携を推進していくべきである。

市立学校は、いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒についても内面理解に基づいた働きかけを、児童生徒の心身の健康に関わる養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用しながら行うとともに、児童生徒にとって相談しやすい環境を整えることが重要である。

また、いじめ問題の対応にあたっては、家庭への支援も視野に入れながら教育、保健、医療、福祉等の幅広い領域の関係機関が互いに連携することが重要となる。

全ての子どもたちの健やかな成長を、人権を尊重しつつ支えていくことがいじめの予防にもつながると捉えられることから、市は妊娠期から子どもが社会参加を果たす青年期後期（概ね25歳）まで切れ目なく見守り、状況に応じて子どもと家庭を継続的に支援していく体制を作るべきである。

このような継続的な相談支援体制を充実させていくためには、既存の様々な支援施策を包括する仕組みづくりが重要であることから、関係部署の連携による包括的支援体制の強化を行い、窓口のワンストップ化も含めて相談支援体制の構築に努め

るべきである。

とりわけ、教育委員会・市立学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと、市の福祉事務所は互いの情報を共有しながら連携を強化し、個々の事案に応じ子どもと家庭に寄り添った支援をより充実させていくよう検討すべきである。

あわせて、市は「福島市こども家庭センター・えがお」や「福島市要保護児童対策地域協議会」を活用し、医療機関・警察・児童相談所等を含めた幅広い連携により地域全体で子どもと家庭を支援していく体制強化に取り組むべきである。

## V 教職員の資質向上に向けた取組

### 1 教育委員会は、いじめ問題対応の改善のために教職員のリーガルマインドを涵養し、適切な体制を構築すべきである。

「調査報告書」において、教育委員会に継続して求められるいじめ防止対策への点検項目として、「市教委は、本報告書を活かしたいじめ防止対策の研修冊子を作成し、いじめの定義やいじめ認知の在り方の理解を深める校内研修用の資料を配布することに努め、学校の教職員がいじめ防止対策関連の仕組みをよく理解する機会を持つ」(61頁) ことが提言されている。

本「有識者会議」においても、この点に着目し議論を重ねてきたが、具体的ないじめ対応改善策を探るために、埼玉県戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎勤氏へのヒアリングを実施した。

そのヒアリングにおいて、学校におけるいじめ対応においても、いわゆる「人間関係の修復」を図る教育的指導だけではなく、記録や事実を重視するリーガルマインドが必要なことが指摘され、それを教職員に理解させるため教育委員会ロイヤーに委嘱された弁護士を講師に研修を実施していることなどが紹介された。そこで、本「有識者会議」としても、いじめ問題対応の改善には教職員のリーガルマインドを涵養すべきであると考える。

教育委員会が、令和4年度より市立学校の管理職（校長及び教頭）を対象に「いじめの定義と学校としての組織的対応の在り方」をテーマとして、より研修を充実させたところではあるが、近年はSNSを利用したいじめなど様々なケースが発生していることから、研修内容は常に改善していくことを旨とすべきである。リーガルマインドは一朝一夕に身に付くものではなく、長期的な視点が必要であることから、教育委員会事務局は管理職以外の教職員も含めた研修計画を策定し、その実施を継続していくべきである。また、市立学校の管理職は、研修を踏まえた自校での「重大事態」対応シミュレーションを実施するとともに、日頃から市立学校内で積極的に情報を共有し、学級担任のみでなくチームで対応にあたる体制を構築するなど、適切かつ効果的な取組を行うべきである。

こうしたリーガルマインドの涵養を念頭に置いた各種研修により、市立学校教職員の意識改革を図り、組織的対応の重要性に対する認識を深めていくことが大切であると考える。

### 2 教育委員会は、いじめ問題対応改善のために教職員に対し、児童生徒の内面理解に資する研修等を実施すべきである。

「調査報告書」では、教育委員会に継続して求められるいじめ防止対策への点検項目として、「医療・福祉・心理・法律の専門家からの協力を得ながら、学校における

る児童生徒の心理的情緒的問題への対応とSOSを適切に受け止めるための教員向けスキルアップ研修を実施する」(61頁)こと及び「推進法や条例、市の基本方針などを学校関係者のみならず、児童生徒や保護者、地域の関係機関職員等に周知し、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく」(62頁)ことが提言されている。

教育委員会は、「市条例」第3条第1項に規定される「いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、市立学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」という基本理念に基づき、「豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動の促進を図る事業」「個に応じたきめ細かな指導の促進を図る事業」「生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動の促進を図る事業」など、いじめの予防に資する事業に取り組んでいる。

一方で、いじめやそれによる「重大事態」の発生を防ぐには、「いじめは、どこでもどの児童等においても起こり得る」という認識を、「いじめは現に起きている」とのレベルまで引き上げることが必要である。

危機意識のレベルを引き上げることで、「重大事態」発生を未然に防止するだけでなく、「重大事態」が発生した場合でも迅速で機動的な対応ができる効果が得られると考えるからである。

この危機意識レベルの引き上げをより効果的にいじめ対応に活かしていくには、児童生徒が発するSOSを適切に受け止める力を教職員に身に付けさせる必要がある。そこで、教育委員会事務局は、教職員に対し児童生徒の内面理解に資する研修等を専門家の協力のもと実施すべきである。また、いじめ予防の観点から、「調査報告書」の提言にある「いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく」方策についての研修や、児童生徒自らがいじめを生まない学校風土づくりに主体的に関与できるよう、研修等を実施すべきである。